

# 上田市の自治の基本原則等を定める条例

## 検討委員会 最終報告

平成22年8月

上田市の自治の基本原則等を定める条例検討委員会

## 最終報告にあたって

平成20年8月以来、上田市の自治の基本原則等を定める条例の検討という難しい課題にゼロから取り組み、議論を重ねてここに最終報告として条例の骨子案をまとめることができました。

ここまで2年という期間を要しましたが、この間にも政治や経済をはじめとした社会情勢は大きく変化し、上田市としての基本原則等を考える難しさを痛感するとともに、だからこそ必要だと言うことも強く認識しました。

中間報告以降はタウンミーティングやパブリックコメント等を通して多くの市民の方から幅広い視点でご意見をいただき、合併の重み、コミュニティの重要性を再確認してさらに議論を深めてまいりました。

今回の報告はこれから上田市が持続可能な豊かなまちを目指していくうえでの土台となる基本原則等を示すことができたと思っております。

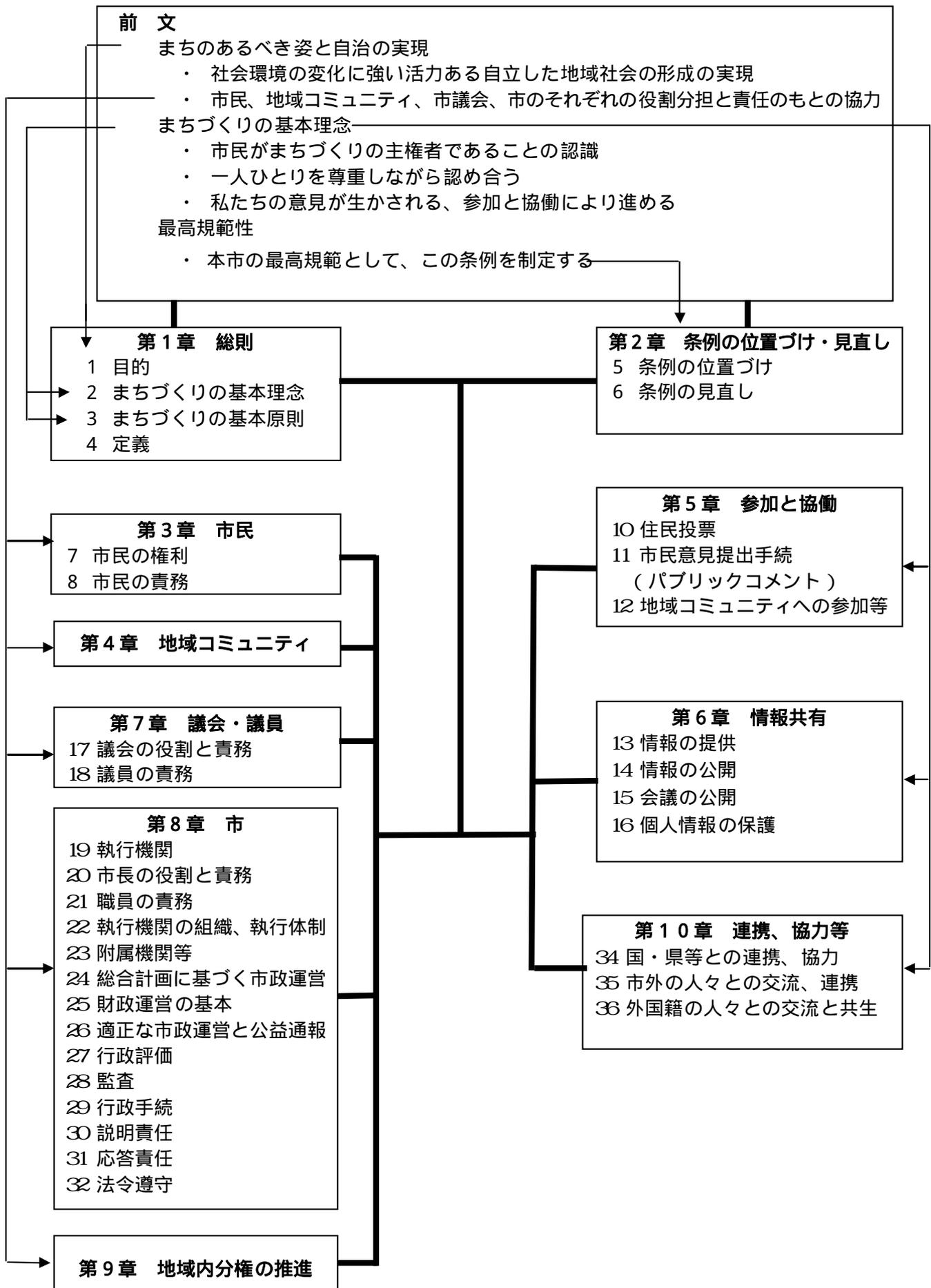
是非この市民感覚の中で作り上げた最終報告をもとに条例をまとめていただき、上田市において市民、地域コミュニティ、議会、行政がそれぞれの意識を持ち、協働の地域社会を作り上げていく契機となることを願います。

最後に、ここまでの議論を支えてくださった市長ならびに関係者の皆様、そして参画してくださった市民の皆様に検討委員会を代表してお礼申し上げます。

平成22年8月20日

上田市の自治の基本原則等を定める条例検討委員会  
会長 木口博文

「上田市の自治の基本原則等を定める条例」骨子案の構成



## 目 次

### 最終報告にあたって

### 最終報告の構成

#### 自治基本条例に盛り込むべき事項

前文	・・・	1
第1章 総則		
1 目的	・・・	5
2 まちづくりの基本理念	・・・	5
3 まちづくりの基本原則	・・・	6
4 用語の定義	・・・	8
第2章 条例の位置づけ・見直し		
1 条例の位置づけ	・・・	9
2 条例の見直し	・・・	9
第3章 市民		
1 市民の権利	・・・	10
2 市民の責務	・・・	11
第4章 地域コミュニティ	・・・	12
第5章 参加と協働		
1 住民投票	・・・	13
2 市民意見提出手続（パブリックコメント）	・・・	15
3 地域コミュニティへの参加等	・・・	16
第6章 情報共有		
1 情報の提供	・・・	18
2 情報の公開	・・・	18
3 会議の公開	・・・	19
4 個人情報の保護	・・・	19
第7章 議会・議員		
1 議会の役割と責務	・・・	20
2 議員の責務	・・・	21
第8章 市		
1 執行機関	・・・	22
2 市長の役割と責務	・・・	22
3 職員の責務	・・・	23
4 執行機関の組織、執行体制	・・・	24
5 附属機関等	・・・	25

6	総合計画に基づく市政運営	・・・	26
7	財政運営の基本	・・・	27
8	適正な市政運営と公益通報	・・・	28
9	行政評価	・・・	28
10	監査	・・・	29
11	行政手続	・・・	29
12	説明責任	・・・	30
13	応答責任	・・・	30
14	法令遵守	・・・	30
第9章 地域内分権の推進			・・・ 31
第10章 連携、協力等			
1	国・県等との連携、協力	・・・	32
2	市外の人々との交流、連携	・・・	32
3	外国籍の人々との交流と共生	・・・	32
資料			
1	上田市の自治の基本原則等を定める条例検討委員会設置要綱	・・・	34
2	上田市の自治の基本原則等を定める条例検討委員会委員名簿	・・・	35
3	会議等の開催経過	・・・	36
4	上田市の自治の基本原則等を定める条例「中間報告」パブリックコメント	・・・	38
5	上田市の自治の基本原則等を定める条例「中間報告」タウンミーティング実施状況	・・・	41

## 前 文

私たちのまち上田市は、北に菅平高原、南は美ヶ原高原に代表される美しい山々に抱かれ、数多の源流を集めて悠悠と流れる千曲川の清流の恵みを受け、いわれ深き出湯に癒される自然豊かなまちです。

古くから信濃国の政治、文化の中心の地とされたことを伝える信濃国分寺跡や、国宝安楽寺八角三重塔をはじめ、多くの歴史的建造物や遺跡が残されています。

戦国の世、上田城を築きこの地を治め、武勇にも優れた智将として、全国に名を馳せた真田一族発祥の地であるこの地域は、城下町の形成とともに栄えてきました。

明治期以降、先進な蚕種の開発により、全国の蚕糸業を支えた「蚕都」としての隆盛を極め、産業の発展とともにまちづくりを進めてきました。

大正期には、民衆による独創的な文化、政治運動が生まれ、児童自由画教育や農民美術、自由大学など自己教育運動が全国に先駆けこの地から派生し、学びへの高い意識を受け継いできました。

これら、先人によって築かれた歴史や、誇り高い伝統と文化が息づくまちです。

近年、少子化に伴う人口の減少や高齢化とともに、地方分権の進展により、社会が大きく変化する中、私たちを取り巻く環境、産業、福祉、教育などの様々な分野において、解決すべき社会的課題が顕在化しています。

上田市は、平成18年3月6日、近接する4つの市町村が互いの自治を認め合い、明るく希望に満ちた新たな時代を拓くため、合併を果たし新たに誕生しました。

私たちは、未来を担う子どもたちに誇りと夢を与えるために、私たち一人ひとりが郷土への愛着を持ち、今日まで大切に守り育ててきた豊かな自然や、先人の築いた歴史と文化を次世代に引継ぎながら、将来を見据え、社会環境の変化に強い、活力ある自立した地域社会の形成を実現していかなければなりません。

そのためには、まちづくりの担い手である私たち市民、地域コミュニティ、市議会及び市は、それぞれが役割を分担し、それぞれの責任のもと、世代を超えて知恵を出し合い協力していく必要があります。

まちづくりは、私たち市民がまちづくりの主権者であることを認識し、一人ひとりを尊重しながら認め合い、私たちの意見が生かされる、参加と協働により進めることを基本理念として、行われなければなりません。

私たちは、上田市民であることに誇りを持ち、持続可能で豊かな上田市の発展を願い、ここに、本市の最高規範として、この条例を制定します。

## 条例検討委員会の趣旨と解説

### 【 自然環境と自然的財産 】

上田市には、菅平高原（上信越高原国立公園）と美ヶ原高原（八ヶ岳中信高原国定公園）の南北に二つの信州を代表する高原のほか、太郎山や独鈷山など美しい里山などがあり、市民や来訪者など、多くの人々に親しまれています。

これらの山々に抱かれながら、日本を代表する千曲川（信濃川水系）が市の中心を東西に横切り、依田川、神川、浦野川など多くの源流が集まり、肥沃な農地の形成と灌漑や漁業の発達など、多くの恵を享受してきました。

さらに、別所温泉、鹿教湯温泉に代表される心身ともに癒される温泉が多くあります。

別所温泉は、信州の鎌倉・塩田平の西側に位置し、北条氏が別院として使っていたことから「別所」という名前がついたといわれ、肌がなめらかになることから「美人の湯」とも呼ばれる温泉です。

また、鹿教湯温泉は、信心深い獵師が矢傷を負った鹿の後をつけたところ、鹿が水浴びをしてしばらくすると元気になり走り去り、不思議に思い近づいて見るとそこにはお湯が湧き、文殊菩薩が鹿に化身して獵師にお湯のありかを教えたといわれることから名づけられるなど、いわれ深い出湯が残る自然豊かなまちです。

### 【 まちの歴史・成りたち 】

#### 《 歴史的遺産 》

上田地域の歴史は古く、大和時代には国造（くにのみやつこ=知事）がこの地に派遣され、科野国の政治・文化の中心になっていたと考えられています。

さらに、奈良時代には国分寺、国分尼寺が建立され、信濃国で最初の国府が置かれた地と考えられています。

現在の信濃国分寺は、古代国分寺の廃絶後、遅くとも室町時代に今の場所へ再建されました。境内にある三重塔は、国の重要文化財に指定されています。

また、鎌倉時代に入ると、幕府の信濃守護職として北条氏が塩田に居を構え、三代60年に亘り鎌倉の仏教文化を伝えました。安楽寺には、日本で唯一の木造八角三重塔（国宝）があり、現在市内には31の国指定文化財、29の県指定文化財、232の市指定文化財などの貴重な歴史的建築物や史跡、遺跡が残されています。

#### 《 歴史的な人物 》

戦国時代、1583年に上田城を築いた真田昌幸は、徳川軍の侵略を二度にわたり退け、また、その後の大坂冬の陣、夏の陣での真田幸村らの活躍もあり、武勇に優れた智将として、歴史の要所に影響を与えました。

真田氏の活躍は、今も城下町上田の誇りとして市民の心に深く刻まれています。関が原の戦いに際しては、親子兄弟が陣営を異にして戦いましたが、昌幸と幸村はその名を

天下に轟かせるとともに、幸村の兄信之により真田家は存続しました。その後、信之の松代移封に伴い、この地域は仙石氏、松平氏によって治められました。

### 《 まち発展の歴史 》

明治時代に入り、全国的に養蚕が盛んに行われる中で、蚕糸業（養蚕・蚕種・製糸）がこの地域のリーディング産業として栄え、特に蚕種の開発においては、文禄年間に遡ります。

蚕種製造を含めて養蚕には、乾燥気候が適し、蚕の餌となる桑の特性は根が深く張り、肥沃な土壌を必要とすることから、長野県の千曲川沿岸に広く蚕種業が発達しました。

幕末から明治初期にかけてヨーロッパを中心に蚕の病気（微粒子病）が蔓延したため、特に蚕種製造の分野において、病気に強い「青白種」が塩尻村で開発され、大量に生産・輸出がされるとともに一躍世界に名を馳せました。

このようなことから、長野県が蚕糸王国として輝いていた時代から、上田は「蚕都」と呼ばれるようになりました。

大正時代には、大正デモクラシー（民主主義）期の世情の中、哲学講習会を軸とした小県哲学会や普通選挙制の実現を進めた信濃黎明会が生まれ、また、山本鼎を中心として児童自由画教育運動・農民美術運動が提唱されるなど三つの動きが自由大学構想の基となり、やがて「信濃自由大学」が開講され、後に「上田自由大学」へと改名されています。

このように上田から始まった自由大学は、飯田、松本でも創設され、さらには新潟県、福島県、群馬県など県外にも広まりました。

これら民衆による学びへの高い意識を受け継ぐとともに、先人によって築かれた歴史や、誇り高い伝統と文化が息づくまちです。

### 【 まちの現状と将来の課題 】

近年、少子化に伴い上田市においても相対的に人口への影響が見え始め、減少傾向にあります。また、これらの現象とともに、高齢化が進行するなど、将来の上田市のまちづくりを支え合う基盤となる人口分布の推計においても、生産人口は確実に減り、高齢化率が高まってくると予想されています。

地方分権の進展により、社会が大きく変化する中、私たち市民を取り巻くまちづくりの様々な分野において、解決すべき社会的課題が浮き彫りとなってきました。

### 【 合併の経緯 】

上田市は、平成18年3月6日、それまでの上田市、丸子町、真田町、武石村は、これからの時代を生き抜き、明るく希望に満ちた新たな時代を拓くために、お互いの自治を認め合いながら、対等合併により新たに市制を施行いたしました。

### **【 将来のまちのあるべき姿と行動の方向性（行動規範）】**

私たちは、未来の上田市を担っていく子どもたちに上田市民であることへの誇りと夢を与えていかなければなりません。

そのためには、私たち一人ひとりが郷土への愛着を持ちながら、今まで大切に守り育ててきた豊かな自然や、先人の築いた歴史と文化を次世代の子どもたちに引き継ぎながら、将来を見据えて、社会環境の変化に強く、かつ、活力ある自立した地域社会の形成を目指していかなければなりません。

将来の上田市のあるべき姿を実現していくためには、私たち市民をはじめ、地域コミュニティ、市議会及び市がまちづくりの担い手として、役割を分担し、世代を超えて知恵を出し合いながら、それぞれが、それぞれに責任を果たしていくことによって協力していくことが何よりも必要なことです。

### **【 まちづくりの基本理念 】**

私たちのまちづくりは、市民が主権者であることを誰もが認識して、一人ひとりが尊重され、お互いを認めながら、私たちの意見がまちづくりに生かされていることが実感できる、参加と協働によって行うことを基本理念とします。

### **【 最高規範としての宣言 】**

私たちは、上田市民憲章を尊重し、上田市民であることを常に意識しながら誇りを持ち、将来にわたって持続的に発展を続け、豊かな上田市となることを願って、この条例を上田市の最高規範として位置付けることを宣言するものです。

## 第1章 総則

### 1 目的

この条例は、上田市におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、まちづくりの基本的な事項を定め、自治を推進することにより、もって社会環境の変化に強い、活力ある、自立した地域社会の形成を実現することを目的とします。

#### 条例検討委員会の考え方

この目的は、前文に掲げた上田市のまちづくりの基本理念にそって、まちづくりの基本的事項を定め、自治を推進していくことにより、将来のまちの姿と自治を実現していくことを示しています。

この理念に則り、「人権尊重」「参加」「協働」「情報共有」の4つの「まちづくりの基本原則」をはじめとする、「市民」の権利・責務、「議会」「議員」「執行機関」の役割と責務や「情報共有」「参加・協働」など、まちを創造していく仕組みなどを定め、それぞれの役割と責任のもとに自治を推進することを定めています。

これにより、少子化に起因する人口減少、高齢化の進行、自治体の安定した行財政運営に影響を与える経済活動、地方分権の進展など、社会環境の変化に柔軟に対応することができる市民力が発揮される自立した地域社会の形成を実現していくことを目指す決意を表明しています。

### 2 まちづくりの基本理念

本市におけるまちづくりは、市民が主権者であることを認識し、一人ひとりが尊重され、互いに認め合い、それぞれの意見が生かされる、参加と協働により進めることを基本理念とします。

#### 条例検討委員会の考え方

目的の項目のところでも触れたとおり、まちづくりの基本理念については前文にも掲げていますが、とても大切な事項であることから、ここで改めて確認しています。

市民が主権者であることの認識からはじまり、市民一人ひとりが尊重され、お互いを認め合うことを確認。また、それぞれの市民の意見が、これからのまちづくりに生かされる、参加と協働により進められていくという考えが、この理念に包括されています。

### 3 まちづくりの基本原則

本市は、基本理念を実現するため、次の基本原則に則りまちづくりを行うものとします。

(1) 人権尊重の原則

ともに個人として認め合い、互いに人権を尊重すること

(2) 参加の原則

市民の参加のもとで市政が行われること

(3) 協働の原則

それぞれの責任と役割分担に基づき、協働すること

(4) 情報共有の原則

市議会及び市が保有する市政に関する情報を共有すること

#### 条例検討委員会の考え方

前文に掲げた上田市の「まちづくりの基本理念」を実現していく上での共通の行動原則とする事項を明らかにするため、まちづくりに関しての最も基本的な4つの原則を掲げるものです。

(1) 人権尊重の原則について

日本国憲法第11条において、基本的人権の宣言として「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」とされ、この世に生を受けたすべての人間が当然にもっている権利であり、「国民主権」「平和主義」とともに、憲法の3つの柱となっています。

憲法で定められている基本的人権については、自由権、平等権、参政権及び社会権の4つが体系付けられるとされています。

自由権は、国民がその自由な活動を公権力によって拘束されない権利であり、「奴隷的拘束及び苦役からの自由(18条)」「思想及び良心の自由(19条)」「信教の自由(20条)」「集会・結社の自由(21条1)」「思想表現の自由(21条1)」「通信の秘密(21条2)」「居住・移転及び職業選択の自由(22条)」「学問の自由(23条)」「婚姻の自由(24条)」「財産権の不可侵(29条)」「司法作用からの自由(31~40条)」があります。

平等権は、第14条第1項に規定する均等の機会の付与と差別待遇を受けないという不合理な差別を禁じた「法の下での平等」を一般原則として、「貴族の廃止(14条2)」「栄典に対する制限(14条3)」「公務員の選挙における平等(15条3)」「教育の機会均等(26条1)」「家族生活における平等(24条)」が規定されています。

参政権は、国民が直接、もしくは間接的に国政に参加する権利であり、民主主義を人類普遍の原理と認め、国民主権を基本原理とする憲法においては、基本的人権の一種とされています。

具体的には、「公務員の任免権(15条)」「国会議員の選挙(43条)」「地方公共団体の長、議会の議員及び法律の定める特定の吏員の選挙(93条2)」「最高裁判所の裁判官の審査(79条2)」「憲法改正の承認権(96条)」「地方自治会特別法の同意権(95条)」があります。

社会権は、国民の生活権、勤労権などいわゆる生存権とされる社会権の保障をいいます。

社会権の保障は、人間に値する生活を営みうるために、国の積極的な行為を内容とし

ているものであって、自由権としてではなく、受益権の一種であるとされています。

憲法に定める社会権には、「生活権(25条)」「教育を受ける権利(26条1)」「勤労の権利(27条1)」「勤労者の団結権及び団体行動権(28条)」があり、受益権としては、国務請求権があり、具体的には「請願権(16条)」「国又は公共団体に対する賠償請求権(17条)」「刑事補償請求権(40条)」「裁判を受ける権利(32条)」があります。

このように、憲法によってもたらされる基本的人権を大前提として、「ともに個人として認め合い、互いに人権を尊重すること」を原則に掲げるものです。

(2) 参加の原則について

市民には、市政運営の各過程に参加する権利があります。

これからのまちづくりには、さらに市民の参加により進めていくことが求められ、行政は、「参加の原則」を保障するための各種制度の見直し、新たな制度化を行うことを必要とし、一方、私たち市民は、市民の責務において「積極的にまちづくりに参加するよう努める。」こととしており、市民が主体的に関わっていく「参加」の必要性、重要性を掲げています。

(3) 協働の原則について

「協働」とは、定義にあるとおり、「地域の課題や社会問題の解決を図るため、自立したまちづくりの主体としての「市民」「地域コミュニティ」「市議会」及び「市」が互いに特性を生かしながら、相互に連携協力して取組むこと」であります。互いに自主・自立し、互いを対等なものとして尊重し、相互理解の下に情報と目的を共有しながら進めていくという原則です。

(4) 情報共有の原則について

まちづくりの主体である市民、市議会及び市のそれぞれが、情報の発信者であり、情報の受け取り手であることを踏まえて、市政運営に必要な情報を共有することによって、住民自治がいつそう進展していく前提となることから、この原則を掲げています。

このことから、行政は、市の保有する情報の「提供」「公開」「公表」に分類して、積極的に発信するよう努め、一方、私たち市民は、その責務の中で、「市政に関心を持つとともに、積極的に市政情報の取得に努める。」こととしており、発信側だけでなく、受信側の努力を含めた原則としています。

#### 4 用語の定義

用語の定義は次のとおりとします。

(1) 市民 次に掲げる者をいう。

ア 市内に居住する者

イ 市内に通勤又は通学する者

ウ 市内で事業を営む者（以下「事業者」といいます。）又はその他の活動を行う者

(2) 住民

市内に住所を有する者をいう。

(3) まちづくり

市民、地域コミュニティ、市議会及び市が協働し、市民の福祉の向上を図るために取り組む各種の活動及び地域社会の形成をいう。

(4) 地域コミュニティ

一定の地域における地縁的な相互扶助の精神に基づき自主的に形成された自治会組織と多様な分野で社会貢献等を行う公益性の高い市民活動団体（以下「市民公益活動団体」といいます。）の双方を包含する総体をいう。

(5) 市

市長及びその他の執行機関を含めた行政主体である上田市をいう。市の行政事務を管理執行する機関として、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会並びに上水道及び下水道事業管理者の権限を行う者をいう。

(6) 協働

地域の課題や社会問題の解決を図るため、自立したまちづくりの主体としての市民、地域コミュニティ、市議会及び市が互いに特性を生かしながら、相互に連携協力して取り組むことをいう。

(7) 参画

まちづくりの様々な方針や計画の策定に関し、企画の立案から実施、評価に至るまでの過程に主体的に関わる参加をいう。

(8) 地域内分権

地域の個性や特性が活かされ地域力が発揮されるまちづくりを目指し、地域自治センターが置かれるそれぞれの地域を単位とし、市民が自らの行動と選択に責任を持ち、地域の諸課題の解決に向けて主体的にまちづくりに取り組むための仕組み又はその取り組みをいう。

## 第2章 条例の位置づけ・見直し

### 1 条例の位置づけ

- (1) この条例は、上田市の自治の基本事項を定める最高規範であり、市民、市議会及び市は、この条例を遵守します。
- (2) 市議会及び市は、政策の立案、実行及び他の条例、規則等の制定改廃にあたっては、この条例との整合を図ります。
- (3) 市民、市議会及び市は、この条例に定められたそれぞれの役割、責務等に従い、本市のまちづくりを担います。

#### 条例検討委員会の考え方

- (1) この条例は、市民がこれから目指すべきものや、将来への「願い」として制定された市民憲章の理念に則って、市民の力で創りあげた、上田市の自治運営の最も基礎となるルールです。  
上田市の自治の基本事項を定めた最高の規範性を持つ条例として位置付けるとともに、市民、市議会及び市においては、この条例の遵守義務を確認することによって、実質的な意味での上田市の法体系における最高法規性を担保しようとするものです。
- (2) (1)を受けて市議会及び市としては、政策の立案・実行、条例、規則の改廃等に際し、この条例に定める基本理念や基本原則等との整合を図ることを義務付けるものです。
- (3) 市民、市議会及び市は、この条例に定められているそれぞれの役割と果たすべき責務等に従うことを確認するとともに、本市のまちづくりを担っていくことを明らかにしています。

### 2 条例の見直し

- (1) 市長は、この条例の施行後、5年を超えない期間ごとに、社会情勢を勘案した上で、この条例の見直しを行います。
- (2) 市長は、この条例の見直しを行うときは、市民の意見を聴取するための必要な措置を講じます。

#### 条例検討委員会の考え方

- (1) この条例は、上田市のまちづくりを進めていく上で、その役割を十分に果たすための最高規範であることから、社会情勢、経済情勢、国の動向等を勘案した上で、この条例の基本理念を踏まえた各条項が時代に則したものになっているかどうかを見守っていく必要があります。  
期間を定めて検証をするなど見直しを行っていくことで、条項の形骸化を防ぐとともに、自治意識を喚起する効果への期待と実効性を担保しようとするものです。  
なお、見直しを図る期間については、さまざまな意見がありますが、少子化、高齢化が加速する中での社会情勢への変化に対応する必要性や総合計画の期間、市長、議員任期等を勘案し、5年を超えない期間ごとに、市長が実行していくものとします。
- (2) 市民がまちづくりの主体であることから、市長は、この条例の見直しを行うときは、この条例の策定過程における市民参加等を勘案しながら、市民参加が十分に図られるよう、適切かつ確実な方法を選択し、市民の意見を聴取するための必要な措置を講じることを明確にしています。

## 第3章 市民

### 1 市民の権利

- (1) 市民は、安全で安心して生活する権利を有するとともに、市の行政サービスを平等に受ける権利を有します。
- (2) 市民は、まちづくりに自由に参加できるとともに、市政に参画する権利を有します。
- (3) 市民は、市議会及び市が保有する必要な市政の情報に関して知る権利を有します。

#### 条例検討委員会の考え方

地方自治法で規定する市民の権利として、公共サービス・役務の提供を等しく受ける権利(第10条)、選挙権(第11条)、条例の制定改廃請求権、事務監査請求権(第12条)、議会の解散請求権、議員や市長等の解職請求権(第13条)など、自治への権利が保障されています。

基本的な権利では、「最低限の生活ができる(守られる)権利」「安全安心に生活できる権利」「個々が自分らしく生きる権利」「平等に行政サービスを受ける権利」「まちづくりに参加する権利」「情報を知る権利」などの意見があり、具体的な権利では、「自治に参加し活動する権利」「政策を提案する権利」「市政に意見が言える(提案できる)権利」「学びたいことが学べる権利」「公共施設を利用する権利」などがありました。

子ども、女性(男女共同参画)、障害者、高齢者などの分類の視点で各々の権利について規定する方法もありますが、これらを包含するかたちで市民の権利を規定することが、この条例にはふさわしいとの考え方により、まちづくりに参加する権利については、年齢等の段階により行使できるという解釈です。あわせて、この条例の立法事実、目的、まちづくりの基本理念、基本原則に則した権利規定とすることが求められるという考え方により、基本的な権利として、上田市を生活の本拠とする者であれば「安全で安心して生活する権利」と「上田市の行政サービスを平等に受ける権利」としました。

また、具体的な権利としては、これからの住民自治と協働によるまちづくりを進めていく上で不可欠である「まちづくりに自由に参加できる権利」を確認し、併せて「市政に参画する権利」を位置付けるとともに、「情報を知る権利」としました。

## 2 市民の責務

- (1) 市民は、市民憲章を尊重するとともに、自然への配慮と環境の保全に努め、平和で豊かな上田市を次世代に引き継ぐよう努めます。
- (2) 市民は、まちづくりの主権者として、個々の能力を生かし、互いを認め合い尊重しながら、積極的にまちづくりに参加するよう努めます。
- (3) 市民は、まちづくりの諸活動を行うにあたっては、自らの発言と行動に責任を持ち、互いに説明責任を果たすよう努めます。
- (4) 市民は、市政に関心を持つとともに、積極的に市政情報の取得に努めます。
- (5) 市民は、市政の運営に要する費用や行政サービスの受益に対する応分の負担をします。

### 条例検討委員会の考え方

市民の責務規定は、市民の権利規定と対比したのですが、「義務」は法的に強制され、「責務」は主体的に果たすべきものとの考え方により、この条例の目的を達成するための、市民としての役割を定め、確認しています。

市民一人ひとりが誇りある郷土としての上田市に愛着をもち、平和で豊かなまちになることを願い、活力ある市民社会となるための生活目標として制定された市民憲章は、市民みんなを確認しながら、わたくしたち市民の生活規範として尊重し、上田市民すべての財産である自然への配慮と環境の保全に努め、持続的に発展する輝く上田市を次世代に引き継ぐよう努めることが、まず、上田市民として果たすべき責務としました。

市民は上田市のまちづくりの主権者として、権利を主張するだけでなく、個々の持てる能力を発揮しながら、お互いの自主性と自立性、権利を認め合うとともに尊重し、(1)の責務を果たせるよう他人任せにせず、まちづくりには積極的な姿勢で参加(参画)していくことを確認しています。

市民がまちづくりの諸活動を行う場合は、自らの発言と行動に関して責任を持ち、市民相互に説明責任を果たすよう自らを律していかなければならないという考え方です。

市民は、市政に関心を持つとともに、必要となる行政の情報について積極的にその取得に努めていくことを確認しています。

市民はまちづくりの主体として、その権利が保障される市政運営を行うための行政サービスに対し、応分の負担(租税等)をすることを確認しています。

## 第4章 地域コミュニティ

- (1) 地域コミュニティは、まちづくりの担い手として、市民が安全で安心して心豊かに暮らすことができる地域社会を実現するため、自主、自立してまちづくりに取り組む主体としての役割を有します。
- (2) 市民は、地域コミュニティである自治会組織及び市民公益活動団体の役割を理解し、その活動を尊重するとともに、連携、協力するよう努めます。

### 条例検討委員会の考え方

#### 《コミュニティの役割》

##### (コミュニティ)

コミュニティの総体は、地域を単位とした地縁団体で構成する自治会組織を基礎とする地縁によるコミュニティや、統一の課題(テーマ)ごとに活動している市民公益活動団体とともに、市町村などの地方公共団体、地域を越えて連携した非営利組織などの集団、インターネット上でのコミュニケーションツールとして意見交換する集団など、様々なものを包含した概念です。

##### (自治会組織など)

単位自治会やその連合体である地区自治会連合会、最上位組織としての自治会連合会など地縁によるコミュニティは、住民が安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、住民同士の互助・共助の精神に基づき、相互に補完し助け合いながら、自らが住む地域の課題の解決に向けて、自ら行動していこうという理念に基づいて組織されています。

こうした自治会組織を基礎とする地縁によるコミュニティは、市民の自由な参加と活動が保障されるとともに、社会環境の変化にも柔軟に対応していけるよう、また、自立した協働の主体としての相手方となり得るよう、運営される必要があります。

##### (市民公益活動団体)

一方、統一の課題やテーマごとに活動している公益性の高い市民活動団体として、いわゆるテーマコミュニティなどの活動も活発に展開しています。

これらの活動は、地縁によるコミュニティ活動と同様に、個人や団体による非営利の地域貢献として、機動性と専門性を生かしながら、直面する課題への対応や、行政では困難な住民サービスの提供を行うなど、多様で幅広い分野での社会貢献活動が大きく期待されています。

- (1) このような、地域コミュニティの持つ役割を上田市のまちづくりを支えるすべての主体が確認し合い、地域コミュニティに参加する市民ひとり一人の意識も含めて、地域コミュニティが安全で安心して心豊かに暮らすことができる地域社会を実現するためのまちづくりの主体となるよう、自主的、自立的な取組みに努めていくことを確認しています。
- (2) また市民は、地域コミュニティである自治会組織及び市民公益活動団体の役割と活動を理解し、尊重するとともに、連携、協力するよう努める旨を追記しました。

## 第5章 参加と協働

### 1 住民投票

- (1) 市長は、協働によるまちづくりを進めるため、住民の福祉に重大な影響がある市政運営に係る重要事項（以下、「市政運営に係る重要事項」といいます。）について、市内に住所を有する年齢満18歳以上の者の意思をよりの確に反映できるよう、自ら住民投票を実施することができます。  
ただし、住民投票における投票権については、日本国憲法の改正手続に関する法律第3条及び附則第3条に定める投票権（以下「国民投票法に定める投票権」といいます。）の規定を準用するものとします。
- (2) 市議会及び市長等は、住民投票が実施されたときは、その結果を尊重します。
- (3) 市内に住所を有し、かつ国民投票法に定める投票権を有する者は、市政運営に係る重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、市長に対して住民投票の実施を請求することができます。
- (4) 市長は、前述（3）の請求があった場合は、直ちに請求の要旨を公開するとともに、意見を付けてこれを市議会に付議しなければなりません。
- (5) 市議会議員は、市政運営に係る重要事項について、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票の議案を市議会に提出することができます。
- (6) 市長は、前述（4）及び（5）の場合において、市議会が可決した場合は、速やかに住民投票を実施しなければなりません。
- (7) 市長は、前述（4）の場合にかかわらず、市内に住所を有し、かつ国民投票法に定める投票権を有する者の総数の6分の1以上の者の連署をもって請求がなされた場合は、速やかに住民投票を実施しなければなりません。
- (8) その他住民投票に関しての必要な事項については、別に定める条例に規定するものとします。

#### 趣 旨

地方自治制度は、民主主義を基本原理とした、憲法第92条に規定する「地方自治の本旨」の実現を目的に、間接民主制である二代表の政治形態が大前提であることを認識するとともに、直接民主制で補完すべき現行法上の直接参政権としての直接請求について、制度の研究をいたしました。

今後の上田市における地方自治の本旨としての住民自治の実現と協働によるまちづくりを進めていくためには、住民の意思をより強く正確に反映すべきものであります。

現行法上での住民の請求による住民投票実施に係る直接請求の過程において、条例の制定請求後における条例案作成や議会の関与など、請求代表者の負担と労力は多大なものとなり、直接請求制度の活用が困難なものとなっているのが現状です。

しかしながら、住民の請求による住民投票が安易に、かつ、頻繁に行われるという状況は望ましいものではなく、自治の停滞を招くなど自治の政治形態を脅かすものであるとも考えられます。

したがって、住民投票制度の常設化を考えるにあたり、現行法制度上の条例制定請求における議会の関与の仕組みを取り入れながら、また、議会不関与による実施についても定めるとともに、住民の安易な請求がなされないよう提出する連署数の下限を設定するなどの対処によるものとしたしました。

この住民投票制度は、究極の民意の反映であります。住民から信託された二元代表のもてる権限を住民に委ねるものでないとの通説解釈により、投票結果については、尊重義務に留めています。

なお、住民投票制度における請求権者、投票権者は国民投票法（日本国憲法の改正手続に関する法律）における年齢要件に準じた考え方が適切と判断いたしました。外国人の資格については、法令等いわゆる入管法、入管特例法に基づく永住者、法定特別永住者、特別永住者、定住者など、また、日本国の歴史的背景があることなどから、専門的見地による国の対応、動向を参考としながら、今後、十分な研究により上田市としての外国人に対する資格の付与の妥当性を見極めるべきといたしました。

#### 条例検討委員会の考え方

##### （市長の住民投票実施に関する権限）

(1) 市長は、協働によるまちづくりを進めていくことを目的として、上田市の将来を左右する重大な問題や住民の福祉に重大な影響があると考えられる「市政運営に係る重要事項」について、直接的に市内に住所を有する満18歳以上の住民の意思を確認するとともに、市長の政策的な判断や議会の最終的な意思決定に反映できるよう、投票結果の影響だけでなく全市的な視野に立ち、実施の必要性和妥当性を的確に判断した上で、自ら住民投票を実施できるとするものです。

なお、投票権者につきましては、市内に住所を有する者で、かつ国民投票法第3条の規定を準用し、年齢満18歳以上の日本国民としました。ただし、現在のところは、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法や、成年年齢を定める民法など関係する法制上の措置が未検討のため、必要な措置が講じられるまでの間は、実質的には「満18歳以上」とあるのは、「満20歳以上」と読み替えられることとなります。

また、「市政運営に係る重要事項」は、将来、想定していない「住民投票にかけるべき事項」が発生する可能性もあることから、「住民投票ができない事項」について、別に定める条例に明記することが望ましいという考えといたしました。

なお、この項目中に「住民の福祉」という用語が出てきますが、この用語の意味は「住民の幸福」と解されるものであり、住民一人ひとりに等しくもたらされるべき幸せのことであると考えています。（他の項目についても同様の解釈とします。）

##### （現行の法律に基づく住民投票）

(2) 法律に基づく住民投票は、その結果に拘束されるが、地方自治法上、議会及び市長の権限の規定があり、これら権限についての住民への配分は適法でないことから、諮問型住民投票制度とすることによって、投票結果を尊重して意思決定手続きをしていくという手続き規定と考え、団体に対する尊重義務ではなく、議決機関、執行機関としての尊重義務といたしました。

##### （住民投票制度の基本要件）

(3)、(4) 地方自治法の規定による住民投票の実施においては、住民投票条例の制定請求をすることとなりますが、法第74条に基づく住民の条例制定請求では、選挙権者の50分の1以上の者の連署により請求することができるとされています。これに準ずる考え方として、住民の請求要件を定めるとともに、議会へ付議することで議会の関与を明確にしたものです。

(5) 一方、議員においても、地方自治法第112条による議案提案権に準じて、住民投票を請求する議案提出に関しては、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て、議会に提出できる必要性があるものと判断いたしました。

(6) (4) 及び(5)による住民投票の請求により議会が可決しときは、市長は、速やかに住民

投票を行わなければならないものとししました。住民投票の実施権限をもつ市長の義務としたものです。

- (7) 住民からの住民投票実施の請求については、50分の1以上の者の連署により、議会に付議され、議会の関与を明確とした以外に、これにかかわらず、請求権者の総数の6分の1以上の者の連署をもってなされるときは、議会の関与を必要とせず、速やかに住民投票を実施することを市長の義務といたしました。

なお、請求要件として、「請求権者の総数の6分の1以上の者の連署」については、市町村合併の特例等に関する法律第4条に定める合併協議会の設置を請求できる署名数である「総数の6分の1以上の者の連署」を基本として、市町村合併は市町村の将来を左右する重大な問題ではあるが、あくまでも「合併協議会の設置請求であること。」、また、「条例に規定する住民投票結果は尊重義務に留め、拘束されないこと。」、「安易に住民投票に訴えないこと。」など勘案したうえで、妥当であると判断いたしました。

- (8) 住民投票を実施するにあたっては、この条例には基本的な事項のみ規定していますので、より具体の投票資格、投票方法、成立要件、開票要件、情報提供、事務委任など詳細な規定が必要であることから、住民投票実施に関しての必要な事項を別に定める条例に規定していくこととします。

## 2 市民意見提出手続（パブリックコメント）

- (1) 市は、市の総合計画をはじめとする基本的な計画や基本的な条例の制定など、市民生活に重要な事案等の策定にあたっては、その事案等の検討過程における案をあらかじめ市民に公開し、広く市民が意見を提出するための統一した手続きを制度化します。
- (2) 市は、市民意見提出手続により提出された市民意見を尊重し、意思決定を行うとともに、提出された意見の概要、意見の採否、市長等の考え方を取りまとめて、市民に分かりやすく適切な方法により公開します。

### 条例検討委員会の考え方

- (1) 市民意見提出手続により提出された意見について、市長等はこれを尊重し、市民に対してわかりやすい方法により公表すると同時に、提出意見に対する市長等の考え方を示した採否の理由を広く市民に公開していくという考え方です。

- (2) いわゆるパブリックコメントに関する手続きを規定するものです。市長等は、上田市が策定する総合計画やその他の分野別の基本となる計画、市民の生活に影響を与える重要な事案等について、市民が自由に意見を提出できるよう制度化したうえで、その案の段階においてあらかじめ市民に公表し、意見を集約しようというものです。現在の上田市においては、全市的に制度が統一（条例化）されておらず、広く市民意見を提出いただく事案等が定められていません。

統一した手続規定を定めることにより、市民が分かりやすく事案等の資料を取得でき、自由な意見を提出できる仕組みにより、市民が持つ知恵などを市政に反映し、市民が主体としての協働のまちづくりを実現する一つの手段となります。よって、この仕組みを別の条例により制度化し、実行していきます。

市民意見提出手続を制度化するにあたっては、総合計画の3層構成に含まれる、基本構想、基本計画、実施計画ならびに地域まちづくり方針について、市民意見提出手続を行うことを基本とし、そのほか、担当課による基本的な計画や、市民生活に重大な影響を与えると考えられるものについても、手続きを行うようにするべきであると考えます。

### 3 地域コミュニティへの参加等

- (1) 市民は、地域コミュニティの維持及び発展を図るため、自治会組織に積極的に参加し、活動することにより、これを守り育てるよう努めます。
- (2) 市民及び自治会組織は、必要に応じて市民公益活動団体と連携し、多様で柔軟な地域コミュニティの創造と発展に努めます。
- (3) 事業者は、地域コミュニティの一員であることを認識し、地域活動等への積極的な参加を通して、地域コミュニティとの連携を図るよう努めます。
- (4) 市は、地域コミュニティの自主性、自立性を尊重し、個々の活動に対し、必要に応じて適正に支援します。
- (5) 市は、自治会組織と市民公益活動団体とが地域課題に取り組み、自発的に連携、協力した、これからの地域内分権に対応した新たな地域協働体を設立したとき又はこれら協働体の活動に対し、必要に応じて支援します。

#### 条例検討委員会の考え方

- (1) 市民においては、これら地域コミュニティへの参加の自由は保障されながらも、住民自ら生活をしていくうえで最も身近な地縁によるコミュニティである自治会活動等の持つ役割や市民公益活動団体の活動の重要性を認識し、自主的な意志に基づく積極的な参加による地域自治の確立と良好な地域社会の形成に関与していくとともに、これを守り育てていく必要があります。
- (2) 自治会組織においても、市民公益活動団体との連携を深め、地域コミュニティをより多面的に発展させていく必要があります。
- (3) また、企業活動を行う事業者においても、地域コミュニティの役割の重要性を認識するとともに、社会的責任に基づく地域貢献、地域活動支援の立場から、積極的な従業員等の地域活動への参加など、地域コミュニティとの連携、共生を積極的に図るよう、配慮していく必要があります。
- (4) ところで、地縁によるコミュニティの現状として、高度経済成長期を経て、地域社会の住民層に、地域以外の転勤者など、地域と疎遠な住民が増加する中で、生活スタイルの変化などの要因もあり、自治会等への加入や地域活動への参加が減少している傾向にあります。  
このように地縁によるコミュニティの希薄化が進むなか、自治会運営を支える地域の人材の開発、育成も急務であると考えられます。  
市においては、地域住民の福祉の向上や地域づくり等の活動を自主的・自立的に行う地域コミュニティの果たす役割を尊重し、良いパートナーシップの関係を維持、向上していくためにも、また、人間性を回復する能力と、地域の潜在力を引き出しながら総合的な地域力の向上を図っていくためにも、持続可能な社会形成の基盤づくりに寄与することを認識するとともに、社会環境の変化に強い地域づくりを目指し、自主的な地域活動や地域コミュニティの活動拠点、地域づくりをコーディネートしていく人的な支援など、適切な政策を立案し多面的な支援策を講じていく必要があります。
- (5) さらには、少子化、高齢化社会の進行に伴い、今後益々、地域のニーズが多様化するとともに、多くの担い手が必要とされ、様々なサービスを市民の発想から担っていくことが期待されています。

上田市の持続的発展の基盤となる地域コミュニティ活動については、地域の課題解決の担

い手として、互いに認め合いながら、対等な立場で協力・連携していくことが望ましいと考えられ、これにより住民の力が生かされる様々な協働の形が生まれることが期待できます。

平成21年8月に総務省の「新しいコミュニティのあり方に関する研究会」が報告書をまとめて指針を示し、その中で、住民、コミュニティ、行政の新たな連携について「地域協働体」という概念を提唱しました。

上田市においても、これからの地域内分権に対応した市民協働、まちづくりの核としての役割が期待できることから、その新たな概念を応用し、自治会組織と市民公益活動団体とが自発的に「地域協働体」を立ち上げたとき、また、当該協働体の自主的な活動に対し、必要に応じて支援を行えることとしたものです。

## 第6章 情報共有

### 1 情報の提供

- (1) 市議会及び市は、市政に関する情報を分かりやすく、公正に提供することにより、市民との情報の共有に努めます。
- (2) 市は、情報の提供を行うにあたり、市民のまちづくりへの関心が高められるよう努めます。
- (3) 市は、市民から得た情報を適正に管理し、まちづくりに活用するよう努めます。

#### 条例検討委員会の考え方

情報については、表現を整理し、「情報の提供」「情報の公開」「情報の公表」の3つに分類することとします。

「情報の提供」は、行政が保有する行政情報を、開示請求によらず自発的に公にすることをいいます。

「情報の公開」は、保有する公文書について、市民の開示請求に基づく手続きにより開示することをいいます。

「情報の公表」は、法令等により行政情報の公表の義務付けがされているものをいいます。

市民が自立して地域のまちづくりを行うためには、情報の共有が必須条件です。情報には収集・分析・意思決定・公開・周知・評価といくつもの役割があり、すべての段階において情報の共有化が図られることが望ましいと考えます。

市議会及び市は、保有する情報を公正で適切に、分かりやすく提供しなければなりません。分かりやすいとは理解しやすいと共に、アクセスしやすいことも重要な要件となります。

必要な情報は市民の考えで常に変わっていくため、ニーズを捉えて積極的に提供していく姿勢が必要です。その上で、情報は流れてしまったら取り返せないことを認識し、厳格に取り扱うと共に、まちづくりに役立つ情報は積極的に活用していくためにも、市民の関心を喚起するよう努めるという考え方です。

### 2 情報の公開

- (1) 市議会及び市は、市政に関する情報について、市民の求めに応じて原則として公開します。

#### 条例検討委員会の考え方

- (1) 情報の公開は、協働の前提となる対等な議論を担保するために大切な要件です。市民は情報を知り、自らの活動に活かす権利を有しており、市民が幸せに暮らしより良いまちにするために、市議会及び市は、市民の求めに応じて（開示請求）原則として公開しなければなりません。

### 3 会議の公開

- (1) 市は、市政の透明性、公正性を向上させるため、会議は原則として公開とします。

#### 条例検討委員会の考え方

- (1) 市は政策形成過程の情報も可能な限り市民に提供していくことで、協働のまちづくりを行うために、原則として会議を公開しなければなりません。これらの実効性を担保するため、市は条例を定めその手続きや、非公開にするための条件などを詳細に明らかにすることを求めています。なお、議会における会議の公開については、議会が自主的に定めることを期待し、ここでは執行機関にのみその責務を負わせています。

### 4 個人情報の保護

- (1) 市議会及び市は、市民の安全で安心な生活を守るため、情報の収集や利用、管理に関し、個人情報を適正に取り扱います。

#### 条例検討委員会の考え方

- (1) 市民の基本的な人権を守るために特に配慮しなければならないことが個人情報の保護です。情報流出による危険性に関して、特に個人情報は人権侵害や、個人の利益を侵害し、安心安全な生活を脅かす恐れがあることから、市議会及び市は特にその取り扱いに注意し、適正に取り扱う義務があるという考え方です。

## 第7章 議会・議員

### 1 議会の役割と責務

- (1) 議会は、住民の直接選挙によって選ばれた議員で構成する上田市の議決機関として、法令に定めるところにより、本市の意思を決定します。
- (2) 議会は、執行機関による適正な市政運営を確保するため監視、牽制します。さらに政策立案機能及び立法機能を果たすよう努めます。
- (3) 議会は、会議を公開し、議会の持つ情報等を積極的に提供しながら、意思決定の経過と内容を適切にわかりやすく市民に説明することにより、開かれた議会運営に努めます。
- (4) 議会は、その権限と責務に関する事項について、市民に対して、明確にするよう努めます。

#### 条例検討委員会の考え方

- (1) 地方分権が推進されていく事が想定される現在において、住民の代表機関としての議会の果たす役割はさらに重要なものになると考えられます。

議会の設置及び議員の選挙については憲法第93条が直接保障し、地方自治法第89条からの第6章には議会についての権限・権能が定められており、議会は住民の代表機関であり、上田市の意思決定機関であることが明確にされています。

上田市議会として重要なことは、住民の信託に応えていくことであり、本市の重要な政策の意思を決定することが主たる権能であるという議会の活動原則を確認しています。(2) 議会は、地方自治の基本となる二元代表性の一翼を担う住民の代表機関です。市長等から提出された議案を調査・審議し、上田市の最終的な意思決定を行うとともに、地方自治法が調査権、検査権、監査請求権等を規定しているように執行機関を監視する役割を担っています。

これら監視機能を発揮することにより、牽制力が生まれ、執行機関による適切な市政運営を促していくという考え方です。

一方、これからのまちづくりにとって、長期的視野に立ち、独自の政策立案や政策提言に取り組み、上田市の政策水準を向上させることも期待されているところでもあり、これら機能を十分に発揮することによって、結果的に福祉の増進につながるという考え方です。

- (3) 議会は、まさに地方自治を体現する機関であり、広く市民の意見を市政に反映させるため、開かれた議会運営に努めなければならないという考え方です。

そのためには、議会が主導となって市民のまちづくりへの関心を高め、政治参加への推進を促すといった啓発活動を積極的に進めるとともに、原則として会議の公開などを行い、議会情報を積極的に市民に伝わるように提供し、透明性の向上を図っていくという考え方です。

- (4) 議会は、市民とともにまちづくりに携わる主体として、市民に身近で分かりやすく、信頼される議会であるために、地方自治法が定める規定を確認し、将来の上田市のために必要な権限と責務を定める議会の基本的な条例（(仮称)議会基本条例）を見据えて、議会自らが市民に対して表明していくという考え方です。

## 2 議員の責務

- (1) 議員は、直接選挙で選ばれた市民の代表としての自覚を持ち、広く市民の信託に応え、公正で誠実に職務を遂行します。
- (2) 議員は、さまざまな課題や市民意見を的確に把握し、議会の権限を適切に行使するとともに、議会の機能を発揮させるよう努めます。
- (3) 議員は、常に自己の見識を高め、政策立案に関する能力の向上と政策提案に努めます。

### 条例検討委員会の考え方

- (1) 議員は、住民の直接選挙によって選ばれ、市民の代表であることを個々に自覚するとともに、広く市民の信託に応えていくよう意識することによって、上田市議会議員としての品格と行動を自ら律し、公正で誠実に議員としての職務を果たしていこうという考え方です。
- (2) 議員は、それぞれが上田市のまちづくりのリーダーとして、地域の課題を考え、市民の意向把握と情報収集に努め、先を見据えて地域づくりを牽引するよう活動していくとともに、上田市全体として最大の利益となるよう、広い視野を持って判断し、議会の持てる機能を最大限発揮させるよう努めていこうという考え方です。
- (3) 議員は、市民福祉を向上させるよう、議会の権能を踏まえて、自らの責務を遂行するため、常に自己の見識を高めるための研鑽をしていくとともに、分権時代において独自の政策提案が求められ、また、期待されており、これに対応した政策立案に関する能力を向上させ、積極的な政策の提案に努めるという考え方です。

## 第8章 市

### 1 執行機関

- (1) 市は、持続可能な上田市のまちづくりを実現するため、市民の要望を的確に把握し、政策などへ迅速に反映していくことを基本として、市政運営を行います。
- (2) 市は、まちづくりの基盤となる財源の確保に努めるとともに、自らの判断と責任において、公正で誠実に事務を管理し、執行します。
- (3) 市は、執行機関相互の連携を図り、最少経費で市民の需要に応じた質の高い行政サービスの提供に努めます。

#### 条例検討委員会の考え方

- (1) 市は、時代の変化を敏感につかみ、あらゆる手法を駆使して、多様化する市民の要望や意見を的確に把握し、かつ、政策等に反映するよう、迅速に対応していかなければなりません。  
持続可能な上田市の自治を実現していくためには、的確に把握した市民の要望を政策に迅速に反映させることを基本として、市政運営を行うことを表明しています。
- (2) 地方分権の進展に伴い、自らの判断と責任の下に地域の実情に沿った行政を行う、「自己決定」「自己責任」による地域自治（まちづくり）の確立が求められます。  
社会経済状況の急激な変化や、人口の減少と少子高齢化が加速する中で、上田市の行財政運営にも今後ますますマイナスに影響が働くものと考えられます。  
市はそうした社会の変化に強いまちであるための財源の確保をしていくことが揺るぎない自治の基盤であり、これに立脚した市政は、執行機関として公平はもとより、公正で誠実な事務の管理、執行をしていくことを基本的な考えとしたものです。
- (3) 住民の福祉の向上とその実現のために、執行機関たる市長の持つ大きな権限を最大限活用するとともに、その他の執行機関、さらには職員である補助機関の調和と連携が肝要です。  
執行機関相互の連携を基本として「誰のための自治なのか」を生活者起点とした視点に立ち、ソーシャル・キャピタル（地域の人、物、金、情報等の資源）を最大限活用して、最少の予算で市民の需要にあった質の高い行政サービスを提供するよう努めるとしたものです。

### 2 市長の役割と責務

- (1) 市長は、市政運営の最高責任者として、上田市を代表します。
- (2) 市長は、上田市の事務の全般にわたって、総合的に統一を図るとともに、一体とした市の機能を最大限発揮するよう事務の管理、執行を行います。
- (3) 市長は、リーダーシップを発揮し、その補助機関としての職員の指揮監督を適切に行います。
- (4) 市長は、職員の育成を図り、その能力と適性に応じた配置によって、効率的かつ効果的な市の組織運営に努めます。

#### 条例検討委員会の考え方

- (1) 市長は、市民から直接選挙によって選ばれた上田市の代表であり、分権社会の進展により、その役割と責務は重要性を増しています。  
市長は、地方自治法 147 条に基づいて、上田市を統括する役割があるとともに、まちづくりの主権者である市民の信託を受けて、時代の変化に対応して上田市の舵取りを担う、行政経営の最高責任者であり、本市を代表する地位にあることを確認したものです。
- (2) 市長は、市民の信託に応え、持続可能な市政運営を行うために、中長期的な視点により、市の事務全般にわたって管理・監督する必要があります。  
市長は、市民の行政に対する要望、意見に柔軟に対応していくために、事務の総合的な統一を図るとともに、職員等補助機関を含めた執行機関が一体となって、行政が最大限の力を発揮し得るように事務の管理、執行を行うとしたものです。
- (3) 市と市民との連携・協力により、協働のまちづくりを推進していくためには、職員等補助機関の力を十分に発揮させ、公平かつ効率的な行政運営を行う必要があります。  
そのため、市長は、積極的にリーダーシップを発揮することにより求心力を高め、組織の指揮監督を適正に行うことが、執行機関の一丸、一体となった行政が最大限の力を発揮するという考え方です。
- (4) 市長の甚大な公権力を有効に活用し、最大限まちづくりに作用させていくためには、市長の権限を職員に内部的に適切に委任、配分しなければなりません。  
協働のまちづくりを進めていくための、市民との直接的なインターフェースとしての職員の果たす役割は重要です。  
市長は、職員を指揮監督する一方、先頭に立って職員の育成を図る必要があります。市の職員の政策提案能力の向上や自己研鑽への支援などによる人材育成、開発を図り、これからのまちづくりにおいて持てる力を発揮できる職員を育て、その能力と適性に応じた適正な職員配置をすることによって、効率的で効果的な市の組織運営をすることが、まちづくりを進めていく上で必要不可欠であるという考え方です。

### 3 職員の責務

- (1) 職員は、市民の一員であることを自覚するとともに、市民が主権者であることの認識をもって行動するよう努めます。
- (2) 職員は、地域を愛する気持ちとまちづくりを積極的に推進する気構えを持って、公務を遂行します。
- (3) 職員は、上田市の全体の奉仕者であることを自覚し、法令等を遵守します。
- (4) 職員は、誠実な態度と公正な判断を保持し、市民の視点に立って職務を遂行することによって、市民との信頼関係を構築します。
- (5) 職員は、多様化する行政需要に的確に対応するために、自ら、職務を遂行するため（公共の利益のための）必要な知識の修得や技能の向上に努めます。

#### 条例検討委員会の考え方

- (1) 副市長をはじめとする行政職員は地方自治法上、長の補助機関と位置づけられていますが、分権社会においては、単に職務を遂行するだけでなく、一市民として、まちづくりをともしに行う対等なパートナーとして、力を発揮することが求められています。

そのための心構えとして、職員もまちづくりに携わる市民の一人であることを自覚し、まちを支える一員であることを認識して行動するよう努めるという考え方です。

- (2) 上記の考え方を受けて、職員はまちづくりを担う一市民として、上田市民であることに誇りと責任を持ち、地域を愛し、積極的にまちづくりに関与するよう心がけ行動し、公務を遂行していくことを確認しています。

- (3) 職員は、市民を支える立場にあり、上田市全体の奉仕者であることの自覚と、法令遵守はもちろんのこと、地方公務員としての倫理観を常に保持するというものです。

- (4) 職員は、市民の立場にたつて業務を行うことにより、市民との信頼関係を築くよう努めなければなりません。

それが市民と職員が対等に連携していくための第一歩であると考え、市民に対して傾聴する姿勢など誠実な対応や市民から親しまれるよう努めることを基本としますが、必要以上に市民に謙ることはなく（迎合することなく）、公平・公正で一貫性のある対応をすることによって、市民との信頼関係を築いていこうとする考え方です。

- (5) 職員は、まちづくりの専門スタッフとしての意識を持ち、多様化する行政需要（住民ニーズ）に応えられるよう、職務に関係する自らの知識や技能を向上させなければなりません。

職務に関する自らの知識や技能には、市が行っている業務に幅広く関心を払い、横断的な連携や対応ができるよう必要な知識の修得と関心を持つことが重要であるという考え方です。

#### 4 執行機関の組織、執行体制

- (1) 市は、次に掲げる方針に基づき、その組織を構成します。

ア 効率的かつ合理的に執行体制を整備すること。

イ 社会情勢の変化などに対応した簡素で市民に分かりやすい組織編成に努めること。

ウ 身近な地域住民の利便に配慮すること。

#### 条例検討委員会の考え方

- (1) 市の組織が上田市のまちづくりにとって、有効に機能する組織であるよう、組織体制の基本となる考えを示しています。

地域の個性や特性を再確認し、上田市全体の魅力や価値などを認め合い、地域資源を活用・共有しながら地域内を循環させることで地域間相互に発展し、これが一体的な本市の発展を創造することに繋がることから、市の組織は、より身近な地域住民の利便に最大限配慮することが必要であり、かつ、社会情勢の変化などに的確に対応した簡素で市民に分かりやすい組織にすることが肝要です。

なお、執行体制についても、合併により掲げた、地域内分権の推進を効率的に進めていくためには、地域内分権の核として条例により設置した地域自治センター機能を最大限発揮でき、かつ、執行機関全体としてのバランスにも配慮しながら、効率的で合理的に整備するというものです。

## 5 附属機関等

- (1) 市は、その執行機関の附属機関の構成員の選考にあたっては、設置の目的にあった中立性、公平性及び専門性に配慮し、選任の手続きにおいては、透明性の確保に努めます。
- (2) 市は、その執行機関の附属機関の構成員の選考にあたっては、以下の点に配慮するように努めます。
  - ア 公募による者を積極的に加える。
  - イ 団体代表の役割を尊重した構成とする。
  - ウ 男女の均衡に配慮する。

### 条例検討委員会の考え方

- (1) 時代の変化により、市民の生活スタイルは多様化してきています。それにより多様化、複雑化した市民ニーズに対応できるよう、市長等はさまざまな市民の意見を政策に反映させていかなければなりません。そのために、附属機関等への参加についても市民参加の機会を拡充する必要があります。「附属機関」とは地方自治法第138条の4第3項に規定されたものだけでなく、規則等で設置する諮問機関としての役割を果たすものまで広く対象としています。

上田市では、そうした附属機関等の選考について一定のルールはあるものの、広く公開されていません。市民協働のまちづくりを進めていくためには、附属機関等の目的を明らかにし、選考過程の透明性を図ることにより、政策決定への多様な意見を反映していくという考え方です。
- (2) 多様化、複雑化した市民ニーズを政策に反映させるため、市民の附属機関等への参加は欠かせません。市民の意見を適切に反映させるためには、多様な人材を選任するよう努めるとともに、附属機関等の設置の目的、審議事項等に応じ、公募により選ばれた者が含まれるよう配慮することが必要です。

一方、団体代表の意義や役割を尊重し、団体代表は、団体の組織としての知見や経験、組織的な背景による意見を活用していくことは市民の利益につながることであり、団体代表の役割を十分に発揮できるよう努めるといいう考え方です。

また、様々な立場や色々な経験を持った市民が、多様な意見をもとに議論するために、性別が偏らないよう努めなければなりません。

## 6 総合計画に基づく市政運営

- (1) 市は、政策の全般にわたって計画的に市政を運営し、まちづくりを推進していくことを基本として、基本構想及び基本計画を内容とする上田市の最上位計画としての「総合計画」を策定するとともに、市民と市が連携、協働して地域づくりを進めるための指針となる「地域に関するまちづくり方針」を示し、地域内分権の推進に配慮するものとします。
- (2) 市は、総合計画をはじめとする重要な基本となる計画の策定及び見直しの初期段階から、市民が参画する機会と意見提出などの参加を保障するための必要な措置を講じます。また、時代のニーズに合わせて計画を検証・見直しをして、柔軟かつ迅速に対応します。計画の見直しに当たっては、現状における財政状況などを市民に公表し、健全な財政運営とのバランスを見極めながら行います。

### 条例検討委員会の考え方

- (1) 総合計画は都市の将来ビジョンを描き、その実現に向けてまちづくりの方向性を示す、最も基本となる計画です。政策の全般にわたって市民の参加の下に、総合的・計画的に進めていく必要があります。

合併により誕生した新生上田市は地形的にも歴史的にもさまざまで、社会的、経済的、文化的に多様な特性があります。住みやすく、質の高いまちづくりは最も身近な生活の場での地域づくりが基盤となるとの考えから、地域と行政の共通目標として、それぞれの地域において、総合計画に合わせて地域計画としての「地域に関するまちづくり方針」を策定し、地域内分権推進の指標として掲げ、市民と行政が協働によって継続性のある地域づくりを進めていくという考え方です。
- (2) 総合計画の策定に当たっては、まちづくりの主権者である市民の意見を十分に反映させ、多くの市民が参加するよう努めなければなりません。

また、時代のニーズに合わせて計画を検証・見直しをして、柔軟かつ迅速に対応していかなければなりません。計画の見直しに当たっては、現状における財政状況などを市民に公表し、健全な財政運営とのバランスを見極めながら行うというものです。

## 7 財政運営の基本

- (1) 市は、中長期的な視点に立ち、将来を見据えた持続可能な財政運営を行うことによって、財政の健全性を確保します。
- (2) 市長は、財政状況を総合的に把握し、地域内分権によるまちづくりを推進するため、地域への配慮に努め、市民の意見を反映するとともに、総合計画に則した予算の編成及び予算の執行を行います。
- (3) 市長は、上田市の財政状況を分かりやすく市民に公表することによって、財政運営の透明性の向上を図ります。

### 条例検討委員会の考え方

- (1) 財政運営とは、上田市が行政活動や政策を実現していく上で必要となる資金の調達、管理、支出、財産の管理などの各種活動を総じていることから、市は、中長期的な視野に立って、将来を見据えながら、行政サービスを受ける市民の負担などの税源や世代間の負担の公平性などを加味した財源の確保と、社会資本の整備等についての効率的な活用などを含めた適正な財政運営を行わなければなりません。  
将来に向かい、上田市が今後も安全で安心して豊かなまちづくりを進めていけるよう、自治体経営という観点からも、健全で持続可能な財政運営を行っていくことが、財政の健全性の向上につながるという考え方です。
- (2) 予算の編成や執行にあたっては、社会経済情勢や動向に係る情報収集に努め、財政の状況を総合的に把握することが重要です。  
地域内分権の推進を確認し対等合併した上田市は、これらを予算面から裏づけるとともに、地域の特性や特色を生かした地域の発展には、地域への配慮と地域意見を反映するための地域協議会等の意見を最大限反映できる仕組みの確立が必要です。  
予算編成、執行については、上田市の政策の大綱において総合計画の基本構想、基本計画及び実施計画の連動する3層に則して行うことと、分権型合併の趣旨を実現するための「地域まちづくり方針」の実現に向けて行うことを確認しています。
- (3) 市長は、上田市の財政の状況を市民に分かりやすく公表する必要があります。財政の状況を市民にしっかりと伝えることは、市民側からの監視という側面もあり、財政の透明性を向上させるとともに、信頼される市政運営の基本となります。現在、上田市では法令等に基づく条例を定め、財政などの状況に関する情報を公表していますが、さらに、財政の透明性を向上していくことを確認しています。

## 8 適正な市政運営と公益通報

- (1) 市政運営に携わるものは、市民からの信任を受けて事務を執行していることを自覚し、自らを律するとともに、市の組織内部の自浄作用を高め、公益通報等の制度を適切に運用することにより、適正に市政を運営します。

### 条例検討委員会の考え方

- (1) 行政及び行政運営に携わるものは、市民からの信託によって事務を執行していることを常に念頭におき、同様に、常に法令を遵守し、公正に行政運営を行わなければなりません。  
他方、執行に携わる職員が自らを律し、お互いに確認しあって適正に執行するような取り組みにより自浄作用を高め、適法な市政運営を行い、公益通報制度などを整備し、公正に運営することで、通報者を保護し、不正を未然に防ぐよう努めるという考え方です。

## 9 行政評価

- (1) 市は、自ら総合計画に基づく各種施策などの行政活動について、評価を行い、改善していくことによって、まちづくりを効果的、効率的に行います。
- (2) 市は、評価の結果を市民に公表し、市民の意見を聴取して行政活動に反映するよう努めます。

### 条例検討委員会の考え方

- (1) 総合計画に基づく各種施策など行政活動については、評価、検証を行っていく必要があります。評価の制度が確立されていない現在、公正かつ客観的に評価できる制度の確立に努め、市民の参加により、市民の目線で事業内容の確認を行っていく必要があります。  
評価を行い、見直しをすることにより、処置や改善など行政活動に反映していくことは、市民が主体のまちづくりを進めていく上で必要不可欠であるという考え方です。  
ただし、評価に多大な費用と時間をかけることは本来の目的ではなく、必要最小限な範囲であるべきとの考え方です。
- (2) 評価結果を分かりやすく市民に公表、説明し、市民が適正に意見を出せるような仕組みづくりが必要となります。評価が低くても継続していく必要があるものは、明確な理由を市民に示し、理解を得ながら継続していく姿勢が必要です。評価により時代のニーズに迅速に対応していくことが期待されます。

## 10 監査

- (1) 市は、市民の信託に応え、適正かつ効率的な市政運営を行うため、誠実に監査を行います。

### 条例検討委員会の考え方

- (1) 監査については、法令等で具体的に規定されているので、この条例では改めて監査の重要性と適正に行うことを確認しています。

また、外部監査制度については、上田市の財政規模や費用等を勘案し、今後の条例見直しの中で、その必要性を十分検討していくという考え方です。

## 11 行政手続

- (1) 市は、市民の権利、利益の保護に資するため、市長等の公権力の行使にあたる行為としての処分、行政指導及び届出等に関する手続について、その共通する基本的な事項を別に条例で定め、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図ります。

### 条例検討委員会の考え方

- (1) 行政手続をあらかじめ明らかにしておくことは、市政運営における、公平・公正な対応を確保し、手続きの透明性を向上させることで、市民の権利や利益を保護していこうとするものです。行政への届出、行政指導、申請に対する処分等は手続きが煩雑で、専門用語が使われるなど理解が難しい場合が多く見受けられます。

市は、手続きを簡素化するなど、あらかじめ基本的なルールを明確にし、市民にとってわかりやすい手続にするという考え方です。

## 1 2 説明責任

- (1) 市は、計画の策定や事業の実施、事業の評価のそれぞれの過程において、自ら積極的に分かりやすく説明する責務があります。

### 条例検討委員会の考え方

- (1) これからの時代、情報提供のキーワードは「分かりやすさ」であると考えます。少子高齢化や核家族化が進み、特に若者や働き盛りの世代は、市政情報との関わりがうすい世代であるといえます。情報を得ようにもどこで聞けばよいか分からないという状態も多く見受けられます。一方、社会は専門分化が進み、それぞれの専門の担当が説明責任をきちんと果たされなければ、この複雑な現代社会が正常に維持され得ません。市は、そうした状況に対応し、それぞれの情報を、伝えたい対象者へ、十分にかつ分かってもらえるように伝える責務があります。ニーズに合わせて、世代が求める情報にアクセスできるようにしておくことも大切です。

## 1 3 応答責任

- (1) 市は、提出された市民意見、提案、要望、苦情等について、適切に応答し、市政に反映するよう努めます。

### 条例検討委員会の考え方

- (1) 市が、市民から提出された意見等に対する的確な対応を行い、サービスの改善など政策に反映するように努めることは、市民から信託を受けている以上、当然のことです。市民との信頼関係を築き、協働してまちづくりを進めるためにも、市長等は、誠実に意見等に耳を傾け、誠実、かつ、迅速に応答するという考え方です。

## 1 4 法令遵守

- (1) 市は、市民に信頼されるよう市政運営を行うため、法令等の遵守及び倫理を保持し、適法かつ公平・公正な市政運営に努めます。

### 条例検討委員会の考え方

- (1) 地方分権が進み、大きく時代が変化する中、上田市は市民と市長等がその役割を認識しながら、しっかりと連携してまちづくりを行っていくことが大切です。

そのために、市長等は、コンプライアンス（法令遵守）とそれぞれの倫理感を保持することにより、市民との信頼関係を醸成していく努力が必要不可欠です。市はしっかりとした不祥事防止対策を講じるよう努めるという考え方です。

## 第9章 地域内分権の推進

- (1) 市は、地域の個性と特性が生かされ、地域力が発揮されるまちづくりを行うため、地域の要望に的確に応えるための組織体制を整備し、市全体の発展を目指す地域内分権の推進を図ります。
- (2) 市は、地域の重要事項の決定に市民の意思を反映させるための附属機関を設置するほか、市民のまちづくり活動の拠点となる施設を整備します。
- (3) 市民及び地域コミュニティは、地域内分権を推進するための市の体制等役割を理解するとともに、積極的に参画するよう努めます。

### 条例検討委員会の考え方

- (1) 上田市は、旧4市町村による分権型合併を選択しました。そして、地域の個性や特性が生かされ、地域力が発揮されるまちづくりを目指して、それに対応するための制度や仕組みを整備してきました。なかでも、地域の多様な要望に的確に応えるために設置されたのが、「地域自治センター」であります。  
新市発足と同時に施行された「上田市地域自治センター条例」においては、こうした経過や、同センターの大きな3つの役割について明記されていますが、本条例の中で、地域内分権を推進するという観点から、「地域自治センター」が有する大きな使命を、ここで再度確認しています。
- (2) 地域の重要事項の決定に市民の意思を反映させるための附属機関、つまり「地域協議会」の位置付けや目的について、確認しています。  
タウンミーティングの際にも、「地域協議会」の役割が不明瞭であり、設置から4年を経過した現在でも、十分に市民理解が得られていない、との指摘が数多くありました。  
「地域協議会」の役割等については、検討委員会においても時間をかけて議論をしてきましたが、地域内分権を推進していくための中心ともなるべき機関であり、今後も必要であるとの認識から、市の役割として同機関の設置を掲げました。  
また、併せて、地域自治センターのもうひとつの役割である「まちづくり活動拠点」の整備について触れています。
- (3) 市民及び地域コミュニティも、地域内分権を推進するための市の体制である「地域自治センター」や「地域協議会」の役割を十分に理解するとともに、特に「地域協議会」の活動にもっと目を向け、地域内分権の推進に関し積極的に参画するよう努める必要がある、という考えを表明しています。

## 第10章 連携、協力等

### 1 国・県等との連携、協力

- (1) 市議会及び市は、国、長野県と対等な立場であることを踏まえ、適切な役割分担のもとで相互協力するとともに、自立した地方自治を確立するよう努めます。
- (2) 市議会及び市は、他の地方公共団体や関係機関との共通する課題や広域的課題を解決するため、連携、協力します。

#### 条例検討委員会の考え方

- (1) 地方分権の進展により、市議会及び市は、自立性の高い自治体としてまちづくりを進めていく必要があります。  
これは、明確にされた国・県との役割分担のもとに、対等な立場で相互に協力しながら、自立した地方自治の確立に努めていくということです。
- (2) 国、県との関係だけではなく、地域の発展は上田市の発展につながることから、他の地方公共団体や広域連合など関係する機関との広域的な連携を図りながら地域の発展を考え、連携、協力して課題に取り組んでいくという考え方です。

### 2 市外の人々との交流、連携

- (1) 市民、市議会及び市は、市外の人々との情報交換を通じて交流を深め、連携することによりまちづくりに生かすよう努めていきます。

#### 条例検討委員会の考え方

- (1) 上田市は古くから市外の人々を受け入れながら、まちを発展させてきました。市外の人々から受ける影響力をまちづくりの力にするためにも、上田市に関心を寄せる市外の個人や団体など、いわゆる「うえだファン」も巻き込んだまちづくりを考えていかなければなりません。  
上田の魅力ある情報を積極的に市外に発信するとともに、ふるさと寄附金制度など、上田を支援いただける在縁市民や訪れる交流市民などとの関係を通じて、受信した情報や知恵を上田のまちづくりに生かすよう努めるという考え方です。

### 3 外国籍の人々との交流と共生

- (1) 市民、地域コミュニティ、市議会及び市は、外国籍の人々との交流を通して相互の理解を深め、文化や考え方の違いを認め合い、共に尊重し合えるよう努めます。

#### 条例検討委員会の考え方

- (1) 本市は、県内でも外国籍の市民が多く居住する地域であり、それが特徴のひとつとなっています。  
そこで、まちづくりの主体である四者は、こうした状況を踏まえ、多文化共生という観点から、市民を含む外国籍の人々とそれぞれの立場で交流し、相互理解を深め、尊重し合えるよう努める必要がある、との考えを示しました。



# 資料

上田市の自治の基本原則等を定める条例検討委員会設置要綱

平成 20 年 7 月 7 日市長決裁

(設置)

第 1 条 上田市のまちづくりの基本理念及びまちづくりの基本原則を定める上田市の自治の基本原則等を定める条例(以下「条例」という。)について検討するため、上田市の自治の基本原則等を定める条例検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第 2 条 委員会の任務は次に掲げる事項とする。

- (1) 条例の策定のために必要な検討を行い、条例骨子案を市長に報告すること
- (2) その他条例の策定に関し必要なこと。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 26 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 公募による市民
- (3) 学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から条例骨子案を市長に提出する日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、専門的な事項について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、政策企画局まちづくり協働課において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 20 年 7 月 7 日から施行する。

## 上田市の自治の基本原則等を定める条例検討委員会名簿

(敬称略・五十音順)

N o.	氏名	ふりがな	性別	備考
1	生田 淳一	いくた じゅんいち	男	
2	石坂 陽子	いしざか ようこ	女	
3	井出 操	いで みさお	女	
4	大塚 貢	おおつか みつぐ	男	
5	荻原 寿恵	おぎはら としえ	女	
6	会長 木口 博文	きぐち ひろふみ	男	
7	小林 正幸	こばやし まさゆき	男	
8	佐藤 恵子	さとう けいこ	女	
9	塩澤 好太郎	しおざわ こうたろう	男	
10	田口 一朗	たぐち いちろう	男	
11	竹内 充	たけうち みつる	男	
12	立堀 欣司	たつぼり きんじ	男	
13	田中 明	たなか あきら	男	
14	副会長 土屋 勝浩	つちや かつひろ	男	H22. 3. 31 退任
15	土屋 猶子	つちや なおこ	女	
16	中澤 信敏	なかざわ のぶとし	男	
17	橋 詰 真由美	はしづめ まゆみ	女	
18	副会長 原 有紀	はら ゆき	女	
19	増沢 延男	ますざわ のぶお	男	
20	丸山 かず子	まるやま かずこ	女	
21	宮尾 秀子	みやお ひでこ	女	
22	宮島 国彦	みやじま くにひこ	男	
23	宮田 保	みやた たもつ	男	
24	森田 小百合	もりた さゆり	女	
25	山野井 智子	やまのい ともこ	女	
26	若林 利治	わかばやし としはる	男	

上田市の自治の基本原則等を定める条例検討委員会 活動経過一覧

年月	条例検討委員会	運営委員会 広報 PR 委員会	第 1 分科会	第 2 分科会	第 3 分科会	講演会・懇談会・特記事項
H20. 8	第 1 回検討委員会					第 1 回まちづくり講演会 (300 人) 講師 四日市大学 岩崎恭典教授 □ アドバイザー岩崎教授との懇談会
H20.10	第 2 回検討委員会					まちづくり通信 創刊号 発行
H20.11	第 3 回検討委員会					まちづくり通信 Vol.1 発行
H20.12	第 4 回検討委員会 第 5 回検討委員会					まちづくり通信 Vol.2 発行
H21. 1	第 6 回検討委員会					
H21. 2	第 7 回検討委員会	第 1 回運営委員会	第 1 回分科会	第 1 回分科会	第 1 回分科会	
H21. 3			第 2 回分科会	第 2 回分科会	第 2 回分科会	第 2 回まちづくり講演会 (152 人) 講師 相模女子大学 松下啓一教授 □ 松下教授との懇談会
H21. 4		第 1 回正副会長会	第 3 回分科会 第 4 回分科会	第 3 回分科会 第 4 回分科会	第 3 回分科会 第 4 回分科会	
H21. 5	第 8 回検討委員会	第 2 回運営委員会	第 5 回分科会	第 5 回分科会	第 5 回分科会	まちづくり通信 Vol.3 発行
H21. 6		第 1 回広報 PR 委員会	第 6 回分科会 第 7 回分科会	第 6 回分科会 第 7 回分科会	第 6 回分科会 第 7 回分科会	
H21. 7		第 2 回正副会長会 第 3 回運営委員会	第 8 回分科会 第 9 回分科会	第 8 回分科会	第 8 回分科会 第 9 回分科会	
H21. 8	第 9 回検討委員会	第 2 回広報 PR 委員会 第 3 回広報 PR 委員会	第 10 回分科会 第 11 回分科会	第 9 回分科会 第 10 回分科会	第 10 回分科会	
H21. 9		第 4 回広報 PR 委員会 第 5 回広報 PR 委員会	第 12 回分科会 第 13 回分科会 第 14 回分科会	第 11 回分科会	第 11 回分科会 第 12 回分科会	まちづくり通信 Vol.4 発行 まちづくり通信 Vol.5 発行 まちづくり通信 Vol.6 発行  □ 中塩田小学校 PTA 役員との懇談会 (9 人) □ 議会 分権型地方自治特別委員会との懇談会
H21.10	第 10 回検討委員会	第 6 回広報 PR 委員会 第 3 回正副会長会	第 15 回分科会 第 16 回分科会	第 12 回分科会	第 13 回分科会 第 14 回分科会	□ 丸子女性団体連絡協議会との懇談会 (30 人)
H21.11		第 4 回正副会長会	第 17 回分科会	第 13 回分科会	第 15 回分科会	小中学生向け漫画版 PR チラシ配布 条例 PR 懸垂幕・横断幕 9 箇所設置
H21.12	第 11 回検討委員会 ・ 経過報告提出 ・ 市長との懇談会	第 5 回正副会長会	第 18 回分科会 第 19 回分科会		第 16 回分科会	□ 塩尻小学校 PTA 役員との懇談会 (11 人) □ 川西小学校 PTA 役員との懇談会 (9 人) 第 3 回まちづくり講演会 (182 人) 講師 山梨学院大学 日高昭夫教授

H22. 1		第 4 回運営委員会	第 20 回分科会 第 21 回分科会			
H22. 2		第 5 回運営委員会 (第 1 回前文・目的 WG) 第 6 回運営委員会 (第 2 回前文・目的 WG)	第 22 回分科会 第 23 回分科会	第 14 回分科会	第 17 回分科会 第 18 回分科会	まちづくり通信 Vol.7 発行
H22. 3		第 7 回運営委員会 (第 3 回前文・目的 WG)	第 24 回分科会 第 25 回分科会	第 15 回分科会 第 16 回分科会	第 19 回分科会	□ 男女共同参画ネットとの懇談会 (11 人)
H22. 4	第 12 回検討委員会 アドバイザー 岩崎恭典教授		第 26 回分科会 第 27 回分科会			
H22. 5	中間報告提出	第 8 回運営委員会	第 28 回分科会 第 29 回分科会	第 17 回分科会	第 20 回分科会	
H22. 6			第 30 回分科会		第 21 回分科会	<input type="checkbox"/> 出前ときめきのまち講座 (舞田自治会 12 人、委員 11 人) <input type="checkbox"/> 百勇士会との研修会 (20 人、委員 12 人) 講師 相模女子大学 松下啓一教授 <input type="checkbox"/> タウンミーティング 武石公民館 (25 人、委員 6 人) 中央公民館 (17 人、委員 9 人)
H22. 7	第 13 回検討委員会					<input type="checkbox"/> タウンミーティング 真田中央公民館 (25 人、委員 7 人) 上田創造館 (6 人、委員 7 人) 城南公民館 (8 人、委員 10 人) 中央公民館 (16 人、委員 9 人) 丸子文化会館 (32 人、委員 11 人) 上野が丘公民館 (30 人、委員 8 人) 西部公民館 (20 人、委員 6 人) 塩田公民館 (82 人、委員 8 人) 川西公民館 (22 人、委員 8 人)
H22. 8	第 14 回検討委員会 第 15 回検討委員会 最終報告提出					
検討委員会：計 15 回、運営委員会等：計 19 回、分科会：計 78 回、講演会・懇談会等：計 13 回、タウンミーティング：計 11 回 <div style="text-align: right;">合計 136 回</div>						

## 上田市の自治の基本原則等を定める条例「中間報告」パブリックコメント

実施期間：平成 22年 6月 16日（水）から 7月 15日（木）まで

設置場所：市内 17 箇所（上田市役所本庁舎、丸子地域自治センター、真田地域自治センター、武石地域自治センター、豊殿地域自治センター、塩田地域自治センター、川西地域自治センター、中央公民館、西部公民館、城南公民館、上野が丘公民館、塩田公民館、川西公民館、丸子公民館、丸子文化会館、真田中央公民館、武石公民館）

受付数：4

意見数：7

番号	項目	意見内容	採否	検討委員会の考え方
1	条例制定について	条例と聞くと、拒否反応を示す事が多いと思う。市民にうまく伝わるように良い方法を考えてもらいたい。	採用	<p>この条例は、まちづくりの基本理念を明らかにするとともに、まちづくりの基本原則を定め、まちづくりの主体である市民・地域コミュニティ・市議会・市が共有し、市民協働によるまちづくりを行うことを目的とした重要なものであるため、規則や要綱ではなく、条例という形式が最もふさわしいと考えます。</p> <p>条例制定後は、このまちづくりのルールを、特色ある地域づくりを行っていただくための市民の皆さんのツールとして生かしていただくよう市民懇談会や出前講座等、様々な機会を設けて周知していきたいと考えます。</p>
2	条例全般について	上田市が目指す「地域内分権」と自治基本条例の必要性、上田市の総合計画と自治基本条例の関係が、上手にまとめられており、これらの項目が具体的に実行されたとき、「地方分権の時代」を迎えることができると思う。	採用	<p>ご意見のとおり、この条例で掲げた「地域内分権」を推進するためには、この条例が制定された後、速やかに現状を把握し、必要な体制を整備することが必要と考えます。</p>

3	条例全般について	<p>市民の主体性を支える力になるのは、「第 3 章市民」「第 4 章情報共有」の具体化だと思う。特に「市民の責務」と「情報公開」は市民（住民）自らが主役となる大切な部分である。今までの「モノ取り要求型」「反対運動型」でなく、積極的に市の政策・計画に参画して立案する近代的市民（住民）に脱皮することが大事だ。情報公開は、市民（住民）が市政参加の前提だ。</p> <p>「プライバシー保護」「知る権利」、そして「不服申し立て」のバランスをどう保っていくのか、今後の課題。住民参加の「公開懇談会」を開き、議論をするのはどうか。</p>	<p>採用</p> <p>この条例は、作ることが目的ではなく、作った後、まちづくりの主体である市民、地域コミュニティ、市議会、市がそれぞれ役割と責任を自覚し、互いを尊重し合うことで、より良い自治を進めていくことが重要と考えます。</p> <p>これからの上田市のまちづくりを行っていくにあたり、この条例では、「人権尊重」「参加」「協働」「情報共有」の4つを基本原則として掲げています。また、その大前提として、「市民が主権者」であることを、謳っています。</p> <p>また、市議会及び市は、市民の求めに応じて原則として情報を公開することとしていますが、併せて個人情報につきましても、取り扱いに注意し、適正に取り扱うよう規定しました。「公開懇談会」の開催につきましては、具体的な要望として受けさせていただきます。</p>
4	前文について	<p>条文は、他の条例や法令との整合性を図るため、厳格な文言が使われ、論理的な表現になる。また、前文も、条例の一部であり、法規範性を持つとすれば、必然的に論理的な文章にならざるを得ないが、一方で、前文は、条文解釈の重要な基準ともなるとされる。そこで前文は、もう少し日本語の特性を生かした文学的、情緒的、あるいは詩的な表現にしてもいいのではないか。</p>	<p>不採用</p> <p>前文は、上田市民が読み、上田市の良さを再確認していただくとともに、市外の方が読んでも、上田市の概要が正しく理解できるよう配慮しました。</p> <p>また、これからの時代を担う子どもたちにも分かりやすい表現としました。</p>

5	前文について	<p>上田市民憲章の第1項に記されている自然重視の考え方に共感する。しかし、前文の初め3行に自然について触れられているが、この表現に懸念を感じるので、実効力のある自然保護政策を明確に打ち出した文言になるよう改めてもらいたい。</p>	不採用	<p>この条例は、市民協働によるまちづくりを行う上での理念を掲げる条例ですので、具体的な政策につきましては明らかにしていませんが、自然環境の保護と環境の保全は、まちづくりを進めていく上での大前提となるものと考えております。</p> <p>本市におきましては、良好な自然環境の保全を推進することで、未来に誇りうる「自然環境共生都市」を実現するために、上田市環境基本条例(平成19年3月30日施行)を制定し、上田市環境基本計画を立て、それに則して様々な政策を進めていますので、自然環境の保護等につきましては、引き続きこちらで対応をしていきたいと考えています。</p>
6	用語について	<p>条文中に出てくる「地域」という用語が、多様な意味で使われ、分かりにくいので、明確に定義したほうが良い。</p>	不採用	<p>ご指摘のとおり、「地域」という用語で異なる概念(範囲)が想定されていますが、「地域コミュニティ」や「地域内分権」など定義付けできる用語については規定をさせていただきました。</p>
7	条例の改廃について	<p>自治基本条例の改廃について規定がない。改廃の要件が他の条例と同じ(出席議員の過半数、市民の直接請求権)だとしても、「自治」の理念が再確認できることを踏まえ、条例の文言に掲げたほうがよい。また、自治体の最高規範であることから、改廃の要件を他の条例よりも厳格にしたほうがよい。</p>	不採用	<p>条例の改廃につきましては、この条例が理念条例であることから、改廃の要件を規定していません。ただし、見直しについては、第2章「条例の位置づけ・見直し」の中で、条例制定後、5年を超えない期間ごとに、社会情勢を踏まえたうえで実施することとし、また、見直しの際には、市民の意見が反映するための措置をとることで、改廃の要件を限定することなく、時代に則して柔軟に対応できるよう見直し要件に留めています。</p>

## 「上田市の自治の基本原則等を定める条例」中間報告タウンミーティング実施状況

## (1) 開催状況

自治基本条例（仮称）の策定に向け、条例検討委員会がまとめた「中間報告」について、広く市民の意見を聴取し、「最終報告」への反映のため、市内 11 会場でタウンミーティングを開催しました。また、まちづくり団体等の要請により、出前講座を実施し、意見を聴取しました。

「中間報告」タウンミーティング					
	会 場	実 施 日	参加人数	委員参加数	計
1	武石公民館	6月 24日（木）午後 7時～	25	6	31
2	中央公民館	6月 30日（水）午後 7時～	17	9	26
3	真田中央公民館	7月 2日（金）午後 7時～	25	7	32
4	上田創造館	7月 4日（日）午後 1時～	6	7	13
5	城南公民館	7月 6日（火）午後 7時 30分～	8	10	18
6	中央公民館	7月 7日（水）午前 10時～	16	9	25
7	丸子文化会館	7月 9日（金）午後 7時 30分～	32	11	43
8	上野が丘公民館	7月 13日（火）午後 7時 30分～	30	8	38
9	西部公民館	7月 14日（水）午後 7時 30分～	20	6	36
10	塩田公民館	7月 20日（火）午後 7時 30分～	82	8	90
11	川西公民館	7月 30日（金）午後 7時 30分～	22	8	30
小 計		11会場	283		
出前講座					
	団 体 名	実 施 日	参加人数	委員参加数	計
1	舞田まちづくりの会	6月 15日（火）午後 7時～	13	10	23
小 計		1会場	13		

## (2) 会場意見集約

大分類：条例に関すること

No	中分類	小分類	意 見
1	条例全般	検討委員会	検討委は、どのような経緯で設置されたのか。また、市民の代表というが、それぞれどんな団体等に所属しているのか。地域性は反映されているのか。男女比率、年齢構成等はどうなっているのか。（舞田、中央、創造館）

2			自治会に所属していない委員に自治会を名乗ってほしくない( P 3 9 の名簿について ) ( 塩田 )
3		条例全般	自治基本条例は、既存の条例を再検討したものか。たたき台としての素案等があったのか。( 舞田、中央 1、真田、丸子 )
4			最終報告はいつ提出するのか。また、条例はいつ施行されるのか。早く施行し、実行に移せるようにしてほしい。( 舞田、丸子、塩田 )
5			タウンミーティングで出された意見は、最終報告に反映されるのか。( 中央、真田 )
6			自治会長宛てにタウンミーティング開催の案内通知が届いたが、なぜか。( 中央 )
7			行政が開催する懇談会等は、毎回、決まった顔ぶれである。集客にもっと工夫が必要。自治会長だけでなく、その他役員等の参加も積極的に進めるべき。また、広く市民に周知させるためには、239自治会に出向いて、説明会を開くべき。( 丸子、塩田 )
8	条例全般	条例全般	そもそも何のために自治基本条例を設置するのか。他の市町村では、同条例は作られているのか。条例を制定することと、地域内分権を推進することの関連性がわからない。( 舞田、武石、中央、塩田 )
9			どのような専門家にアドバイスをもらい、また、どのような内容を検討してきたのか。( 中央 )
10			条例は、最終的には市が作るものだ。( 中央 )
11			人口減少や少子高齢化に対する具体的な解決策を明記してほしい。( 舞田、中央 )
12			市民に条例をどのように実行させるのか。条例を守らない人への罰則規定を盛り込んでほしい。( 舞田、武石、中央、上野 )
13			条例どおりまちづくりが行われるかどうか、チェックする仕組みが必要。( 川西 )
14			自然環境に配慮したまちづくりを盛り込んでほしい。( 舞田 )
15			地域の個性に配慮したまちづくりができるようなルールにしてほしい。分権型社会を目指す明確な文言を盛り込むべき。( 舞田、武石、創造館、丸子、塩田、川西 )
16			他市町村でも使えるような教科書的な条文で、「上田らしさ」が感じられない。外国人登録者数の多い上田で、外国人の参政権を先進的に取り入れてはどうか。( 丸子、川西 )
17			「検討委員会の考え方」に条文の意図があるとのことだが、重要なのは条文そのものであり、条文に具体的な内容を規定してほしい。( 中央、丸子 )
18			市民憲章、総合計画、自治基本条例のそれぞれの関係性を、市民に分かりや

			すいよう、明確に示してほしい。(城南、上野)
19			自治基本条例は、福祉や教育の分野にどのような影響を及ぼすのか。(中央)
20			市民は、納税し、行政や議会に自治を信託してきた。条例制定後、市民は、責任と自覚と実行を果たさなければならなくなり、市民の負担ばかりが増えるように思えるが、そうならないでほしい。高齢者への負担を軽減してほしい。(武石、丸子)
21			市の複雑化した組織を、簡略化するよう具体的な文言を盛り込むべきだ。(中央)
22			多文化共生を明示してほしい。(丸子)
23			検討する中で、行政や自治会の実態をどのように調査し、把握してきたのか。(中央)
24			「家」が根本であることを、明確に位置づけ、何をどう実践したら良いか明文化しなければならない。(上野)
25			できるだけ平易な文言にすべきだ。子どもにも理解できるようにしてほしい。(上野、西部、塩田)
26			まちづくりの担い手である市民、自治会、地域協議会について、具体的な規定がない。これら担い手にどうなってほしいのか、明示すべき。(西部、塩田)
27			意味のわかりにくい用語には、解説(脚注)をつけてほしい。(塩田)
28			市民の立場に立った条例ということをもっと明確に打ち出したほうがよい。(塩田)
29			表現だけでなく、実質的に市民・議会・市が対等な関係になるようにしてもらいたい。(川西)
30			安心・安全なまち、住んでいて希望のもてるまちとしての上田のビジョンを示してほしい。(塩田)
31			住民の自治意識を高める内容の条文にしなければならない。これでは不十分(自治会の位置づけが必要)。(塩田)
32			市民・住民の立場が受動的な表現で、不満を感じる。(川西)
33		市民周知	市民参加の方法を具体的に示してほしい。この条文の内容では敷居が高くて、参加しにくい。(塩田)
34			未来の上田を担う子どもたちに、自治基本条例を知ってもらう必要がある。子どもたちへどのように周知させるのか。また、一般市民へは誰が、どのように周知するのか。(舞田、武石、創造館)
35		地域協議会	市長の諮問機関であり、唯一行政に提言できる地域協議会について、条文に規定されていないが特別な理由はあるのか。地域協議会は、現在、機能しているとはいいがたい。上田市の自治を推進する上で、重要な機関であり、何

			らかの形で位置づけが必要ではないか。(創造館、丸子、川西)
36	地域協議会		地域協議会について追加検討しているそうだが、最終報告提出まで間に合わないのではないか。時間的制約がある中で、祭文化は望めないのではないか。(創造館)
37	自治会		自治会には個別の規範・規定があり、これまでそれに従ってまちづくりを行ってきた。新たに条例を設置しなければ、まちづくりができないと思わない。(中央)
38			自治会の構成員だけでは、地域のまちづくりをしにくい状況になりつつある。自治会と企業が協力してまちづくりを行うことを条例で謳ってほしい。(中央)
39	他市町村との連携		今後、広域性に関わる問題が生じた際、近隣町村との連携が必要となることを考えると、他市町村との整合性が図られた条例を検討すべきだ。例えば、住民投票について、上田市は18歳以上、他市は20歳以上では、問題がある。(丸子)
40	前文	前文	上田の歴史は、真田氏以外にも評価すべきものがある。なかでも、近現代の社会・文化の特色をしっかりと位置づけてほしい。(舞田、創造館)
41			タイトル「前文」にルビがない。「私」は、「わたし」ではなく、「わたくし」のほうがよい。(中央)
42			「...地域社会の形成の実現...」の「形成」はいらない。(西部)
43			平和主義を謳ってほしい。(塩田)
44			「信幸」ではなく、「信之」が正しい。
45	1章	原則	「協働」というのは、高齢者にも負担を押し付けることか。(武石)
46	総則	定義	条文に定義されている「市民」と「住民」と、日常使う「市民」と「住民」の意味が逆で、わかりにくい。「市民」の意味が曖昧だ。「住民」は、「住民投票」にしか使われていないのに、あえて定義する必要はない。条文全体で「市民」の使われ方が多義的だ。(舞田、真田、創造館、中央、塩田)
47			「定義」の節があるのに、さらに条文中に定義があるのはおかしい(第5章地域コミュニティ)。(塩田)
48			「住民」というのは上田市に住民票がある人のことか。
49	2章 条例の位置づけ・ 見直し	位置づけ	「最高規範」とあるが、上位法規である憲法、法律に抵触しないか。県には、最高規範性のある県条例はあるのか。他市町村における自治基本条例の進捗状況を教えてほしい。(中央、創造館、丸子)
50		見直し	せっかく策定したのだから、半永久的に使える条例にすべきで、初めから見直し規定を盛り込まなくてもいいのではないか。また、市長が代わるたびに、見直す必要もないのではないか。(真田)
51			この条例が制定された以降において、過去に制定された条例が最高規範性に

			反すると考えられる場合は、無効を主張しても良いのか。(中央)
52	3章 市民	市民の権利	日本国憲法は、国民の権利を保障し、国家の不当な介入を防いでいる。この条例でも、上田市民の権利を保障した内容となっている。(中央)
53		市民の責務	市民には、この条例に従う責務があることを明確に位置づけるべき。条例に反しない行動をしているかどうか、自己点検できる仕組みを作ってほしい。(塩田)
54			市民への負担の内容が、過酷過ぎないか。(川西)
55	4章 情報共有	情報共有の原則	今まで、行政と市民・企業等との会議が開かれても、内容について公開されてこなかった。HPだけでも、早急に会議録の公開が必要だ。(丸子)
56			情報の「質」が問題。市・議会は、正確な情報を提供しなければならない。(塩田)
57			プライバシー保護を理由に、市にとって都合のいい情報しか公開されないのではないか。(川西)
58		会議公開	全ての会議を公開するのか。(舞田)
59		説明責任	「市民」が「市民」に説明するということがよくわからない。(武石)
60	5章 住民参加・協働	参加	「住民参加」ではなく、より広い意味の「市民参加」ではないか。(中央)
61			市民の要望・意見を市政に反映させるシステムを作ってほしい。(中央、創造館、城南)
62		住民投票	なぜ、上田市の外国人登録者に選挙権を与えないのか。(武石、創造館、丸子)
63			
64			16歳以上でも、一部の社会的責任を負っている。選挙権を認める年齢は18歳以上で決定なのか。最終報告で、年齢制限を変更する意志はないか。問題の内容によっては、18歳以下の投票も考慮すべきだ。(中央、上野、川西)
65			細目は「別に定める条例に規定する」とあるが、投票内容が正しいか、正しくないか審査できる仕組みを作ってほしい。(武石)
66		住民投票	地方自治法に直接請求権等の法律が既にあるが、なぜ改めて住民投票を盛り込む必要があるのか。(城南、丸子)
67			「請求権者」とは、どんな意味か。(上野)
68			「住民の福祉に関わる重要事項」とあるが、「福祉」の意味がわかりにくい。(塩田)
69			投票結果の尊重義務を、市長・議会はできるだけ重く捉えるよう文言を工夫してほしい。(塩田)

70		地域コミュニティ	自治会は、任意団体だから明文化できないというが、現状は市から様々な仕事を押し付けられている。自治会加入率が減少する中で、会の運営を維持するために、自治会への参加を義務化すべきだ。自治会は、今まで地域のまちづくりを実践してきたわけで、わざわざ「参加・協働」を謳う必要はない。あえて、条例を策定するならば、自治会を尊重する内容を盛り込むべきだ。(舞田、中央、真田、創造館、丸子、上野、西部、塩田、川西)
71			コミュニティを地縁・テーマ・地域に分類せず、それぞれ個別的な支援のあり方を規定したほうが良い。(武石、上野)
72			(3) 地域コミュニティには「支援します」とあり、(4) 自発的な協働体の設立には「支援することができます」とあるが、文言の違いにどのような意図があるのか。(中央)
73			地域コミュニティが具体的にどのように地域の課題を解決できるのか、その仕組みを明記してほしい。(川西)
74	6章 議会・議員	議会・議員	議員にとって余計な項目ではないか。議会が否決すれば、条例も廃案されることを考えれば、削除すべき項目ではないか。(創造館)
75		議会	立法機能を果たすための具体的な仕組みは想定されているのか。(中央)
76		議員	議員活動をどのように活性化させるのか条文化しないと意味がない。(中央)
77	7章 執行機関	執行機関	地方自治法に規定されているのに、改めて規定する必要はあるのか。(中央)
78		市長	市長の役割を謳っていることはありがたい。(武石)
79		市長の役割と責務	市民の意見を、国政に届ける責務を盛り込んでほしい。(塩田)
80			市長の役割・責務を細かく規定しすぎてはいないか。自由な市政運営の妨げになる恐れがある。(塩田)
81		総合計画	総合計画と自治基本条例の違いがわからない。
82			地域内分権を盛り込んだ総合計画の意義を尊重し、条文に盛り込むべきだ。(武石、丸子)
83			総合計画を、市民協働で策定すると謳っているが、次回の策定から実施できるのか。(丸子)
84		附属機関	透明性のある委員選考、機関運営をしてほしい。(舞田)
85	財政運営	市民は、市の財政運営について余り知らないので、条例で詳しく謳う必要があるのではないか。(武石)	

**上田市の自治の基本原則等を定める条例  
検討委員会 最終報告**

**上田市の自治の基本原則等を定める条例検討委員会**

連絡先（事務局）：上田市政策企画局まちづくり協働課

〒386-8601 長野県上田市大手一丁目 11 番 16 号

TEL 0268 - 22 - 4100（代表） FAX 0268 - 25 - 4100（代表）

e-mail : [mati@city.ueda.nagano.jp](mailto:mati@city.ueda.nagano.jp)